

議 事 日 程 （第 1 号）

平成25年 9 月12日（木曜日）午前 9 時30分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 例月出納検査結果報告
- 日程第 4 平成24年度第三セクターの経営状況の報告について
- 日程第 5 平成24年度東白川村教育委員会事務事業点検評価の報告について
- 日程第 6 議員派遣の件
- 日程第 7 一 般 質 問
- 日程第 8 報告第 1 号 平成24年度決算に基づく財政健全化判断比率の報告について
- 日程第 9 報告第 2 号 平成24年度決算に基づく資金不足比率の報告について
- 日程第10 議案第50号 東白川村過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第11 議案第51号 可茂広域行政事務組合規約の一部を改正する規約について
- 日程第12 議案第52号 東白川村介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第53号 東白川村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第54号 東白川村鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例について
- 日程第15 議案第55号 平成25年度東白川村一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第16 議案第56号 平成25年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第17 議案第57号 平成25年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第18 議案第58号 平成25年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第19 議案第59号 平成25年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第20 議案第60号 工事請負契約の締結について
- 日程第21 議案第61号 財産の取得について
- 日程第22 同意第 2 号 東白川村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第23 認定第 1 号 平成24年度東白川村一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第24 認定第 2 号 平成24年度東白川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第25 認定第 3 号 平成24年度東白川村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第26 認定第 4 号 平成24年度東白川村簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第27 認定第 5 号 平成24年度東白川村下水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第28 認定第 6 号 平成24年度東白川村国保診療所特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第29 認定第 7 号 平成24年度東白川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

出席議員（7名）

1 番 村 雲 辰 善

2 番 桂 川 一 喜

3 番 樋 口 春 市

4 番 服 田 順 次

5番 今井保都
7番 安江祐策

6番 安倍徹

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村長	安江眞一	教育長	安江雅信
参事	安江弘企	会計管理者	安江誠
総務課長	松岡安幸	村民課長	安江清高
産業建設課長	小池毅	教育課長	安江良浩
国保診療所 事務局長	安江宏	監査委員	安江正彦

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局
書記 今井修輔

◎開会及び開議の宣告

○議長（安倍 徹君）

ただいまから平成25年第3回東白川村議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は7名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（安倍 徹君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、1番 村雲辰善君、2番 桂川一喜君を指名します。

◎会期の決定について

○議長（安倍 徹君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月20日までの9日間にしたいと思います。御異議ございません。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月20日までの9日間に決定いたしました。

◎例月出納検査結果報告

○議長（安倍 徹君）

日程第3、例月出納検査結果報告を行います。

監査委員の報告を求めます。

監査委員 安江正彦君。

○監査委員（安江正彦君）

平成25年9月12日、東白川村議会議長 安倍徹様。東白川村監査委員 安江正彦、同じく今井保都。

例月出納検査結果報告。

平成25年5月分、6月分及び7月分の出納検査を実施したので、その結果を地方自治法第235条の2第3項の規定により報告する。

記1. 検査の対象 平成25年5月分、6月分及び7月分の東白川村一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、簡易水道特別会計、下水道特別会計、国保診療所特別会計、後期高齢者医療特別会計、歳入歳出外会計及び基金に係る現金、預金等の保管状況。

2. 検査の時期 平成25年6月28日、平成25年7月25日及び8月28日。

3. 検査の結果 平成25年5月末日、6月末日及び7月末日における上記会計の予算執行状況、現金及び預金の現在高並びにその保管状況は別紙のとおりであり、諸帳簿の計数は全て関係書類に合致し正確であった。以上です。

○議長（安倍 徹君）

監査委員の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、例月出納検査結果報告を終わります。

◎平成24年度第三セクターの経営状況の報告について

○議長（安倍 徹君）

日程第4、平成24年度第三セクターの経営状況の報告を行います。

本件について、報告者の説明を求めます。

産業建設課長 小池毅君。

○産業建設課長（小池 毅君）

平成25年9月12日、東白川村議会議長 安倍徹様、東白川村長。

平成24年度第三セクターの経営状況の報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定による平成24年度第三セクターの経営状況について、下記のとおり報告する。

記、報告を要する法人名及び提出書類。

株式会社ふるさと企画、別添「定時株主総会」提出資料、株式会社東白川、別添「定時株主総会」提出資料、有限会社新世紀工房、別添「定時株主総会」提出資料。

以上でございますが、この報告は、地方自治法の定めにより、地方公共団体が2分の1以上出資している法人の経営状況について、毎年、議会に報告することになっておりますので、東白川村が出資しています3つの第三セクターの経営状況について、地方自治法施行令第173条に定める書類を提出して報告するものです。

なお、提出書類につきましては、去る8月27日に行いました第8回議会全員協議会と総会で配付、説明させていただきましたので、本日は省略をさせていただきます。以上でございます。

○議長（安倍 徹君）

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、平成24年度第三セクターの経営状況の報告を終わります。

◎平成24年度東白川村教育委員会事務事業点検評価の報告について

○議長（安倍 徹君）

日程第5、平成24年度東白川村教育委員会事務事業点検評価の報告を行います。

本件について、報告者の報告を求めます。

教育長 安江雅信君。

○教育長（安江雅信君）

平成25年9月12日、東白川村議会議長 安倍徹様、東白川村教育委員会教育長。

平成24年度分東白川村教育委員会事務事業点検評価の報告について。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項の規程により、下記のとおり報告いたします。

記、報告を要する事項及び提出書類。

教育委員会事務事業の点検評価の報告、別添「平成24年度分東白川村教育委員会事務事業点検評価報告書」。

本件につきましては、教育委員会は、所管をいたします事務事業について点検評価を行い、それを議会へ報告するものと定められておりますので、その規定に基づいて報告をさせていただきます。

なお、細部説明等につきましては、先般、8月27日の議会全員協議会において報告書を提出させていただき、説明をさせていただいておりますので、本日は省略をさせていただきますが、よろしくお願いをいたします。

○議長（安倍 徹君）

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

以上で、平成24年度東白川村教育委員会事務事業点検評価の報告を終わります。

◎議員派遣の件

○議長（安倍 徹君）

日程第6、議員派遣の件を議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 安江祐策君。

○議会運営委員長（安江祐策君）

それでは、議員派遣の件について御説明申し上げます。

次のとおり議員を派遣する。

派遣名、目的、派遣場所、期間、派遣議員の順に説明を申し上げます。

1 番、第37回郷土歌舞伎公演、文化振興に資する、はなのき会館、平成25年9月15日、議員全員。

2. 小学校運動会、児童の健康増進に資する、小学校、平成25年9月28日、議員全員。

3. 保育園運動会、園児の健康増進に資する、みつば保育園、平成25年10月5日、議員全員。

4. 東白川村文化祭、文化振興に資する、はなのき会館、平成25年11月3日、同じく11月4日、議員全員。

5. 中学校合唱フェスティバル、教育振興に資する、はなのき会館、平成25年11月10日、安江祐策議員。

6. 秋フェスタ'13、産業振興の発展に資する、はなのき会館とその周辺、平成25年11月17日、議員全員。

なお、議長決裁により派遣されたものが下段にありますが、読み上げませんので、目を通しておいていただきたいと思います。

以上で、議員派遣の件を終わります。

○議長（安倍 徹君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を省略し、議員派遣の件を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに、また議長決定分について承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、原案のとおり可決、承認されました。

お諮りします。ただいま決定した議員派遣の内容について変更の必要が生じた場合は、変更事項について議長一任をお願いできませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣について、変更の必要が生じた場合は、議長一任で変更できることに決定しました。

これで議員派遣の件を終わります。

◎一般質問

○議長（安倍 徹君）

日程第7、一般質問を行います。

通告者は4名です。

通告順に質問を許可します。

3番 樋口春市君。

〔3番 樋口春市君 一般質問〕

○3番（樋口春市君）

きょうは、今後の自然エネルギーへの取り組みについて質問をさせていただきます。

東日本大震災から既に2年半が過ぎ、この震災の影響で原子力の事故が発生し、自然エネルギーの大切さが見直されてきています。

村でも村長は、水力発電、太陽光発電事業への取り組みを行っていきたくてと言われていましたが、現在に至っても実行できないわけですが、その理由として、多くの自治体の取り組み、さまざまな規制等で採択されないものであると思います。

村長は、この事業に対する本気度がどれだけあるのか、真剣にお考えになっているとは思えないのが正直なところです。

現在、住民の皆さん方も自然エネルギーに対して非常に高い関心を持っておられます。今後の環境のことも考え、取り組んでいかれるのであれば、もう少し積極的に国・県への働きかけを行っていかれることは必要だと思います。

そこで、今後、自然エネルギーへの取り組みをどのように進めていかれるお考えなのか、自然エネルギー活用の必要性をどのようにお考えになっているのか、お伺いをいたします。

○議長（安倍 徹君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

樋口春市議員にお答えをいたします。

自然エネルギーの大切さについては、議員の言われるように関心を持っております。その中で小水力発電については、数年前に関心を持ち、郡上市石徹白へ野村さんたちのNPOが立ち上げた小水力発電を見学に行き、その後、村内の15カ所の調査をいたしました。その後、中谷に絞り、調査をしておるところでございます。後ほど経過説明をいたします。

小さな水力発電機は、道の駅にも取りつけましたし、研究はしておりますが、費用対効果が余りよくない。また、つくった電気の使い道と使う場所の縛りがあり、なかなか村民の皆さんにお勧めをするところまでは進んでまいりません。しかし、諦めたわけではございませんので、今後も研究を進めてまいりたいと思っております。

一方、太陽光発電については、平成22年度から補助制度を始めまして、その後、東北大震災が発生し、これに背中を押される形で順調に進んでいると私は考えております。今年度は補助金も増額をしていただき、今後とも大いに奨励し、村民の皆さんに導入をお願いしていく考えてございます。進捗状況については係から説明をいたします。

また、国費10分の10で行うグリーンニューディール事業も、今年度から岐阜県へも補助金があり

ることになりまして、本村も8,400万円ほどの予算をつけていただき、今後3年間ぐらいで事業を行いますので、概要をこれも係から説明をいたします。

いずれにしても、今後とも自然エネルギーは、皆様方に大変な関心を持っていただけるものと期待をしております。村も少しではございますが、少しずつ補助金も増額しながら、村内の皆さんに太陽光発電等はつけていただいて、エネルギーを生産していただこうと思っております。

水力発電については、もう少し制度の改正とか縛りが緩くならないとつukれない、つくっても使い道が少ないということになりますので、これは県・国のほうへ制度の改正等を要望してまいりたいと考えておりますので、今後とも御指導をいただきたいと思ひます。

○議長（安倍 徹君）

総務課長 松岡安幸君。

○総務課長（松岡安幸君）

まず1点、中谷の小水力発電でございますが、24年度に用水を活用しました小水力発電の簡易調査を県のほうがやっただきました。そして、ことしの4月でしたけれども、中谷地区の皆さんに集まっただきまして、計画の概要を県のほうとさせていただきます。20キロの発電所を計画してございまして、その説明会では中谷地区の方は大変御理解をいただき、早く建設をしてくれと、そんなような御意見もいただきました。

県のほうからは、本格的な調査や設計がありますので、すぐにはできんというそのときの御返答でございましたけれども、1年間を通じて一定した水量があるかどうか、ここがちょっとまだ心配なところがありまして、今年度、その調査を行っておるところです。それが判明しないと、ちょっと次の段階へ進めないというような状況でございます。

それから、グリーンニューディールの基金事業につきましては、24年度は岐阜県への配分がございませんでしたので、要望は24年度からしておったわけですけれども、25年度にもう一度事業採択をしていただくよう要望してございましたところ、県のほうへ国から13億円ほどの配分がございました。村のほうへも内示がありました。先ほど村長が言いましたように、8,400万ほどの内示があったわけです。

現在、計画書を出して、その内容につきまして関係者のほうで中を精査しておるような状況になっております。3年間で役場に太陽光発電と蓄電池の設置、それから中学校に太陽光発電と蓄電池とまきストーブの設置、それから五加センターに太陽光発電と蓄電池の設置、この3カ所を行うような予定になっております。

岐阜県につきましては、今月の19日から開かれます県議会の定例会において、この基金を積み立てる予算、それから即条例を提出されるような予定になっておりますので、それから本格的に事業が動いてくるという段階になってくると思ひますので、よろしくお願ひします。

○議長（安倍 徹君）

村民課長 安江清高君。

○村民課長（安江清高君）

太陽光発電の補助金に関することをございますけれども、平成22年度から補助制度を始めまして、今年度の現在までのところ、合計で24件に対して補助をしております。

最大出力、発電能力は、24件で129キロワットでございます。1件当たりになりますと、約5.5キロワットということになります。

それで、発電機の設置費用ですけれども、7,280万円ほどかかっておりまして、それに対して319万8,000円の補助金を支出しております。

129キロワットの発電能力ですので、夜間は発電できないとか、それから天気の悪い日も発電しませんので、25%ぐらいの効率であるとして計算しますと、年間で28万キロワットぐらいの発電になると思います。また、電気料で約600万円ぐらいの発電がされているというふうに考えております。

それから、電気の買い取り料金につきましては、電気料の約2倍の40円程度で買い取られておりますので、その収入もそれに上乗せされて入っているものというふうに考えております。以上です。

〔3番議員挙手〕

○議長（安倍 徹君）

再質問、樋口春市君。

○3番（樋口春市君）

先ほどのグリーンニューディール基金の件についてでございますけれども、役場庁舎と中学校、それから五加センターに太陽光を設置する予定であるというお話でございますけれども、全ての電力をこれで賄うというわけにはいかないと思います。

そこで、規模の小さなものを数カ所設置するよりも、やはり村の基点でもある役場庁舎に一本に絞って設置をするというようなことはできないのか。

また、一本に絞ることで日常の利用価値観も出てまいりますし、また災害、あるいは緊急時に備えることもできるんじゃないかなあということを思いますが、このニューディール基金事業には数カ所の公共施設への設置が義務づけられているのか、そういった条件が入っているのか、この点について再度お伺いをしたいと思います。

また、水力発電につきましては、中谷の水源地の説明会がありまして、先ほども御説明がございましたように、1年間の水量調査を行った上で実施するか否かということが決定されるということでございますけれども、20キロワットでしたか、そのような規模のものは、恐らく中谷の水量では非常に難しいだろうと。先ほど村長のお話にございましたように、こういった20キロがもう少し小さなものも認められれば、せつかくのものでありますので推進をされることが望ましいと思います。

また、この日本で最も美しい村をPRされていく上におきましては、こうした環境に優しい自然エネルギーへの取り組みというものも非常に大切になってくると思いますので、今後、村長はどのような取り組みを進めていかれるお考えなのか、再度お聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（安倍 徹君）

総務課長 松岡安幸君。

○総務課長（松岡安幸君）

まずグリーンニューディールのほうですけれども、中学校、それから五加センターにつきましても、避難所になっております。特に中学校につきましては、多くの方が避難をされてきます。そういうところを最優先に、この基金を使いまして災害時に備えるというものでございます。

それで、冬場でも暖房ということがございましたので、まきストーブを設置して、電気を使わないでまきストーブで暖をとれるような勘考もしております。

庁舎のほうにつきましても、本当はもっと大きな蓄電池を入れられるといいわけですが、このニューディールのほうの事業と、もっと村単か何かで発電設備か何かを設備して賄っていきたいというようなふうに考えております。

また、今の中谷の水量につきましては、今年度調査を行っておりますので、まずその結果を見てから、また皆さんに御相談をしていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願ひします。

○議長（安倍 徹君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

ニューディール事業につきましては、今、課長が説明いたしましたように、これは全額補助金でやる事業でございまして、いろんな縛りがある、こういう3カ所、そしてまた蓄電池、そしてまた、ストーブもまきストーブを入れる、縛りの中でこういう形になっております。

4カ所、5カ所と、まだつけたいところはあるわけですが、それはまたこういう事業が終わって後ほど、10分の10でなくても村単でもつけるという用意はございますが、一応ニューディール事業はこの3カ所で、限られた予算、そしてまた限られた内容、こういうことになりますので、補助事業というものは全てこういうものでございますが、御理解をいただきたいと思ひます。

それから水力発電については、ことしちょっと調べたときに、非常に渇水期があったというのがちょっと心配の種でございまして、年間を通じてある程度の水量がないとできにくいということで、もしこの中谷地区がぐあいが悪いということになれば、またほかのことも考えなくてはならないと思ひますが、これは農林のほうで電気も使っていくという、これもまた補助金の縛りのある事業でございまして、合致するかどうか県ともよく協議しながら今後進めたいと思っておりますし、また今後どうするかという御質問ですが、今後は、太陽光は、いずれにしてもつくった場所で使うということが非常にやりやすい事業でございまして、どうか村民の皆様方にも自分の家につけていただいて、自分に使っていただく。余ったところは販売もできるわけですし、もしも災害に遭ったときには、電気が来なくてもそれである程度は賄えるということになりますので、どうか村のほうも支援をいたしてまいりたいと思っておりますので、どうか議員の皆様方も、広く村民の皆様方につけていただくことが大切かと思ひます。

いずれにしても、大分22年度ころと思えば設置費も少しずつ安くなってきておるようでございますので、つけやすくなると思ひますが、いずれにしても、大半を補助金というわけにはまいりま

せんで、皆様方の出費がございますので、お勧めはしても強制はできませんので、そんなふうに、また議員の皆様ともども、今後、自然エネルギーは大切ということは、もう十分皆さんおわかりのこととございますので進めてまいりたいと思っております。どうかよろしく願いをいたします。

〔3番議員挙手〕

○議長（安倍 徹君）

3番 樋口春市君。

○3番（樋口春市君）

避難所を優先したという御説明でございましたけれども、避難所はこの2カ所に限らず、東白川村に十数カ所あるわけとございまして、避難所での電力を賄うならば、発電機などを各避難所に1台ずつ設置をしたほうが、移動も可能とございますし、非常に便利じゃないかなあというふうに思っています。

それから、村長は数カ所にまだまだつけたいところがあると言われておりましたけれども、私が申し上げたのは、余り数をふやして規模の小さなものを数つくるよりも、1カ所に限定をして、規模を大きくして、利用価値が高いほうがいいんじゃないかなあというふうに私は申し上げたつもりとございます。

また、先日、安倍首相は、東京への五輪誘致が決定をした際に、今後、再生可能エネルギーを推進していくと、これは福島原発のこともございましたのでこういった発言をされたと思っておりますけれども、恐らく今後、また再生可能エネルギー等に取り組む補助金等も多く出てくるものと思えます。そこで、職員の皆さん方もアンテナを高くして、少しでも有利な、村の住民の皆さん方が安心・安全に生活できるような情報の収集に精いっぱい努力を図っていただきたいということをつけ加えて、お願いを申し上げまして、質問のほうを終わらせていただきます。

○議長（安倍 徹君）

5番 今井保都君。

〔5番 今井保都君 一般質問〕

○5番（今井保都君）

それでは、質問をいたします。

質問事項につきましては、室の中山間地を生かす政策についてとさせていただきます。

東白川村は、人口の割に面積が広く、住民の生活は行政と密着しながら発展し、頑張っているのが実情ではないかと思えます。

6月議会で村の農業について質問をいたしました。村長は答弁で、村は中山間に位置し、低地の農業のように集約を目指しても、それぞれの圃場は狭く、限界がある。東白川村の農林産物は、ヒノキ、白川茶、米、トマト、野菜、飛騨牛、どれをとっても品質は一流だが、今は大量生産や早期出荷等、品質と関係ないところでおくれをとっている。我々自治体は、今までは生産に力を入れてきた。これからは販売にも力を入れていく必要があり、地域や気象条件を味方にする考え方をし、我々の土地は非常に特徴ある土地を持っていると言われました。村の農業を前向きに捉える積極的

なお考えと感じました。

当時、私は個人的には悲観的な考えを持っておりました。今年のお茶は、春先に大きなダメージを受けたにもかかわらず、岐阜県茶総合品評会において農林水産大臣賞を初め、東白川村が上位を独占し、受賞いたしました。これは、まさしく村長のおっしゃるとおりだと存じます。

さて、今後、村として中山間地の宝をどう生かすのか。村が進めている官民協働の村づくり、官民一緒になって販売の促進をすることが必要だと思います。どのような方策をお考えか、村長のお考えをお伺いいたします。

○議長（安倍 徹君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

今井保都議員にお答えをいたします。

前回の質問にもお答えしたように、土地の特徴を生かした生産物を丁寧に生産し、自信を持って販売したい、こんなふうを考えております。こだわりの方へお届けしたり、東白川村でドライブをしながら買いに来ていただいたり、方法はたくさんあると思います。林産物、木工品、農産物、畜産物、安くつくってたくさん売るのが、丁寧につくって希少価値を求めるのがよいのか、それぞれの立場で新しいアイデアを生み出してまいりたいと考えます。村は、どれも支援をしてみたいと思っております。

先日、うちのご館に木工品の店がオープンいたしました。小さな店ですが、特徴のある木工品がございます。少しずつみんなに知っていただき、大きくなっていくことを望んでおります。

また、議員御指摘の岐阜県の茶品評会においては、東白川製茶と五加製茶が上位を独占いたしました。品評会が始まって以来の快挙であり、大きな被害の中で頑張ってくださいました。地味もあるかと思いますが、両製茶組合の御努力に大きな敬意と感謝を申し上げたいと思っております。東白川村のお茶が岐阜県一であり、非常においしいお茶であるということを証明されたと思っております。あとは、これをいかにして価値をつけて、少しでも高く売っていくかということがテーマとなってまいります。村もその辺のことを皆さんと話し合いながら大きくしていきたいと思っておりますので、また議員もお茶農家の一人として、ぜひ御協力、また御助言をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

〔5番議員挙手〕

○議長（安倍 徹君）

再質問、今井保都君。

○5番（今井保都君）

今、村長の答弁もございました。質問をいたしましたけれども、村の農産物は本当に一流でございます。しかし、近年の農業所得は著しく減少しているのが実情でございます。平成24年度の農業所得も、8割以上の方が赤字というような数字も出ております。こういった状況を踏まえ、従事者の農業離れ、もしくは村の存続さえ危ぶまれるような状況になりはしないかと危惧するとこ

ろでございます。

やはり村内商品の販売促進ということは、村がやっている事業そのものが、今ちょっと限界に来ているのではないかと、私もそのように感じております。25年度には村内商品販売促進事業という形で予算も計上され、しかも、人員も地域協力隊の方2名を地域振興係に配置をして、さあこれからという意欲はあるわけでございますけれども、こういった事業を立ち上げておりますので、一日も早く、こういった販売体系の構築を何らかの形で具体的な政策をしていただきたいなあというのが村民の期待じゃないかと思っておりますので、その辺をもう少し、将来的なビジョンといいますか、考えを説明していただけたらなあというふうに思っております。

○議長（安倍 徹君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

おっしゃるとおりでございますが、なかなか1年に1回しかできないというのが農産物のほとんどでございますが、ことし、地域協力隊も人員を増しまして、どういうものをつくって、どういうふうに売っていくかということを考えてはおりますが、まだ3カ月、4カ月でございますが、結果が出るのは、来年は無理でしょう。いろんなことで研究をしておりますし、実行もしておりますが、ことし始めたから来年には結果が出ますかと言われても、なかなかそこまでは参りません。考え考え何年か先に結果が出ることでありまして、議員がおっしゃるように、なるべく早く皆さんに御報告はいたしたいわけですが、一生懸命やっておりますが、まだちょっと結果があらわれてまいりませんので、どうか今後とも気長にひとつ御協力いただきたいと思います。よろしく願いをいたします。

○議長（安倍 徹君）

それでは、ここで一旦一般質問を中断いたしまして、休憩といたします。10分間、この時計で35分から再開をいたします。

午前10時25分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（安倍 徹君）

再開をいたします。

2番 桂川一喜君。

〔2番 桂川一喜君 一般質問〕

○2番（桂川一喜君）

人口減少に対する施策について御質問いたします。

人口減少の対策として、残った人口を一極集中させて乗り切ろうという動きがより活発になってきています。しかしながら、その弊害として住民生活の多様性が失われつつあるような気がしています。

村から人口が流出する原因は、それこそ多種多様にわたっていると思いますが、その中の一つに生活の多様性が確保しにくい点が上げられると思います。住民が自由に自分の好きなことを選択して生活していける、その多様性が都市部に比べて少ないということです。すなわち、仕事であったり、趣味であったり、その他さまざまな選択肢が少ないのが村の欠点の一つになっています。

もちろん、人口減少が進む中で、その欠点が大きくなってしまふことは早急に改善できるわけでもなく、ある程度は仕方がないのかもしれない。けれど、自然に任せておいても、それがそうなりやすい我が村において、最初に申し上げましたように、人口減少におけるさまざまな問題を解決しようという目的で何をするのにもなるべく全体で行おうとする、そういう手法がとられがちではないかというのが現状だと思います。

人口が減ってしまったことに対する対応としては、それは正しいことなのかもしれませんが、人口を減らさないという対策においては真逆の結果になるであろうということは、先ほど説明しました多様性が失われていくという観点において非常に危険なことではないかと危惧しております。特に行政主導で行われている住民活動においても、それが推進されていることがどうしても不安を感じてしまいます。

20年ぐらい前と比べましても、行事や奉仕活動への労務出役の種類や回数が多くなっているのではないのでしょうか。少なくなった人口でもうまく乗り切るための施策と少なくさせないための施策が混同されているのが原因ではないかと思います。これらの観点から見た場合の村としてのお考えを伺いたいと思います。

○議長（安倍 徹君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

桂川一喜議員にお答えをいたします。

人口減少の中での行政主導で行われる住民活動への御質問でございますが、議員御指摘のように、人口が減少していく中、住民活動の数は余り変わりません。自治会活動も、消防も、PTAも、交通安全も同じ顔があるのが村であります。これがよいのか悪いのかは別として、かつて婦人会がなくなったように、今後、減っていくのではないかとおは思っておりますが、現在は30を超えるであろう住民活動、イベント、各種団体の活動等がございます。それが人口減少とともに比例して少なくなっていくわけではございませんので、議員が言われるように、いろんなところへ出役をしなくてはならん場合がだんだん多くなってくる、これは議員のおっしゃるとおりでございます。

各種団体の活動等が人口減少とともに消えていくかもしれませんが、それは住民の考えの中で行われるものと思っております。多様性が失われる可能性は大いにあるわけでございます。

また、住民がボランティア的に働くことの数が増えることも考えられます。住民の負担がなるべく軽くなるようにということは、村も考えているところでございます。今後もそれを進めたいと思っておりますが、では、何をどう減らしていくのがいいかということは、やはり実際に携わっていただく方々の御意見を伺いながら行う必要があると思っております。

いずれにしても、東白川村で生活することは都市部と比べることはできません。圧倒的に多様に乏しく、行事や奉仕活動は多い、これが東白川の生活でございます。これを理解できる人が圧倒的な自然を満喫し、美しい緑と水と空気を自分のものにできるものである、こんなふうに思っております。都市部のように、自分の好きなもの、考えなくてはならないほどたくさんあると思います。ここは趣味においてもこれしかないような、趣味の場合は自分一人でやれるような趣味はできると思いますが、じゃあ同好の者が集まってということになると、また東白川ではなかなか数は限られてくる。こういうことが東白川の特徴でもあり、今後、人口が減れば、ますますそれが特徴的になっていくというふうに考えております。

いずれにしても、人口減少ということが原因である以上は、少しでも人口が減らないように努力していくのが我々の務めであると思っております。

〔2番議員挙手〕

○議長（安倍 徹君）

再質問、桂川一喜君。

○2番（桂川一喜君）

今言われた中で少し気になる点というのは、今の現状にある程度納得する人が東白川の利点を得るために住んでいただければいいという、実は一見もっともらしい意見ではあるんですが、じゃあ今の現状に納得できない人は村から出ていってもいいのかという、そのあたりが多様性が失われていく一つの原因であって、先ほど多様性をこの村では多分確保できないであろうという見解を述べていくことは非常に危険なことで、将来にわたって多様性が失われていくということはこの時点で村長が宣言されてしまう。このことが、今後、多様性の中で生きていきたいという人が村の中に住めなくなってもいたし方ないですよということになって、これはまずは減少のスタートを切ってしまう。

じゃあ、そのかわりに多様性が確保できなくても住んでもいいよという人は中に入ってきてくれるであろうというのは間違った考えで、多様性というのは恐ろしいことに、多様性が確保できなくてもいいという人は都市部でも住めます。要は、多様性がある都市部においてはどんな考えの人も住んでいられるということなので、実は都市部の人わざわざ都市部を逃げ出して東白川村みたいなところへ来るという動きにはなりません。ただし、多様性の中で生きていきたいという人は村では生きていけないということを宣言してしまうと、これからどんどん村が縮小化をしていく可能性があります。

そこで、何の提案もないのにこんなことを言い出したのかと言われてしまうと問題になりますので、なぜ合併が推進されてきたのか。前回、前々回の一般質問の中で家族の広域化というのをテーマに上げさせていただきました。村に残っている人だけで家族を構成しようとすると、地域の負担であったり、残された家族の負担が大きくなるから、広域に広がってしまった家族全体で家族というものを構成していく、それを村が一定の方向で後押しできれば家族問題であるとかというのが解決していけるんじゃないか。あのときには村長さんのほうからもいいお返事をいただきまして、こ

れからもそれは推進していくことで何とか家族をサポートしていきたいというお返事をいただきました。

じゃあ、今の多様性というものをこの広域化というものでもう一回捉えたらどうなのかというと、文化におきまして、仕事におきまして、産業、その他もろもろにおきまして近隣市町村と手を取り合まして分母を広げていく。別に合併が進んでいないからといって合併と同じことをやっちゃあいけないというわけではなくて、趣味でしたら東白川で1人しかいない趣味が10人必要ならば、東白川と同じような規模の10個の市町村が手を取り合えば10人集まります。

そのようなことで多様性を確保するために、近隣市町村との大きい意味での心理的、それから産業的な合併を示唆していくことによって、この多様性が郡部、田舎においても確保できるというような方向性の明るい未来をもし提案できるならば、少しでも流出する人口を抑えられないかというのが1つの提案ですが、こういうことについてのお考えをちょっと伺いたいと思います。

○議長（安倍 徹君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

今、議員がおっしゃいましたようなことは、私も前々から考えておるところですが、今の村の中のという意味で多様性のことは申し上げましたが、可茂地域の合併が破綻してから現在では、美濃加茂市とともに自立圏を形成し、これは加茂郡の町村、そして美濃加茂市、そしてまた可児市、可児郡という大きな中で、それぞれのないものを補いながら生きていきたいと思いますというのが自立圏の考え方でございます。

そのようなことで、細部にわたってそれぞれの村でも係が、この件についてはこの係、この件についてはこの係というようなことで話し合いを持ってありますし、個人の皆様においても、じゃあ白川町と一緒に何かやろうとか、そういうことはもちろん芽生えてありますし、今後もそれは進めなくてはならないと思っております。

特に子供が同じようにうんと少なくなったということになれば、じゃあ運動会が寂しいから佐見と一緒にやろうかというような時代が来るかもしれません。そんなことも想定しながら、これはうちだけではなくて、各市町村それぞれにどこも少しずつ人数が減っているというのが大多数でございます。だから、1カ所だけふえて、あとは減るということはないわけですので、みんなで話し合いながら、ないものを補いながら今後は生きていかななくてはならない。市町村の壁は、一応その行政区域としてあるわけですが、そのほかのことについてはお互いに話し合いながら生活をしていくというのは議員おっしゃるとおりであろうというふうに思っております。

〔2番議員挙手〕

○議長（安倍 徹君）

再質問、桂川一喜君。

○2番（桂川一喜君）

今、確かに僕の質問の仕方が悪かったので、前半では村の中での話をして、後で広域については

という質問をしてしまったことについては、確かに村長のおっしゃるとおり、考えていないわけではないと。

じゃあ、今度村の中における考え方なんです、例えば東白川村が2,500人なので2万5,000人の都市を考えた場合、そこに10人の人がいます。10人の人がある何かをしたいから行政にお願いに来ましたという、これはグループですので行政というのは割と手が出しやすい。これが東白川におきますと、これはたった1人になってしまいます。1人の人が1人のものを何かということで東白川に頼みにいきますと、これは個人のことと取り扱われることによって一切の支援がなくなってしまいます。同じようなつもりで10人の人にも支援がなく、100人の人にも支援がないのであれば、これは何の不平等さもないのでやる気が失われることにはつながりませんが、東白川においては、えてして個人というものが特別に低く扱われて、個人に対する補助、個人に対する要望というのはなかなか出しにくいのが現状ですが、実際にはそのことによって少数の人間に対しては補助がないけれど、少し固まるとすぐ補助が出る。大きくなればなるほど補助が出る。これは、一見行政側からすると、もっともな理由として補助が出るわけですが、実は都市部においては多少集まったぐらいで出るというのがまとまってくると、少し小さい人たちの趣味が逆に下に見られていく、その活動が、産業が下に見られていく。そういうことでやる気がなくなっていくということは、実は田舎だから起きている現象であって、これは都市部においては、そんな中途半端に固まって来たから何でも補助するということが起きにくいのが現状だと思います。

これを、補助をやめてしまえとか、そういう横暴なことを言っているのではなくて、もう一度補助をするときのバランスの見方、それから応援するときのバランスの見方というのを、もしこれを掛ける100人の都市だったらどうなんだろう、そういうふうを考えてバランスをとっていただくと、行政が手を出すことによって多様性を阻害しているというような欠点が起こりにくいんじゃないかとちょっと考えましたので、再度それについてのお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（安倍 徹君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

グループなら補助金が出るが1人なら出ないというお話でございますが、なかなか今の自治体の場合、個人の方にこういう趣味があるからということで補助金を出していくというのはなかなか難しいわけですが、趣味は違っても大きな集まりとなっていだけるような方策をとっていただければ、これは出していけるんじゃないかなあと、こんなふうに思います。

例えば文化協会あたりですと、人数の少ないところ、多いところ、いろんなことがございますので、そこを補助すれば、少しずつ行き当たらなかったということは思いますが、1人だけに補助金を出していくというのはなかなか難しいと思います。ほかの、例えば先ほど出ました太陽光発電あたりは1人であるわけですが、太陽光発電そのものに補助を出しているということですが、その趣味の問題ですと、1人の方にどんな場合に出せるのか、どんな場合は出せないのか、とにかくケース・バイ・ケースであると思いますし、またできれば東白川では1人だけど、白川に5名見ると

いう場合には、またそれは考え方が違って来るだろうと思います。

東白川と白川町、両方で補助をしているものもございます。これは産業の面ですが、そういうこともございますので、それはまたひとつ御相談をいただければと思います。

○議長（安倍 徹君）

1 番 村雲辰善君。

〔1 番 村雲辰善君 一般質問〕

○1 番（村雲辰善君）

それでは、通告に従い、2点質問をさせていただきます。

まずは1つ目に、今後迎える高齢化への対応として、ケアハウス及び老人ホームなどの高齢者福祉施設の創設について質問をいたします。

養護老人ホームは、環境上の理由及び経済的理由により自宅で生活することが困難な高齢者が入所する施設です。

環境上の理由とは、何らかの障害があつて日常生活を送ることが困難であり、かつ世話をしてくれる人がいない場合や、家族との同居が続けられずに本人に影響がある場合、または住むところがないか、あつても環境が非常に悪い場合などです。

入居の条件として、65歳以上で在宅での生活が困難であるが、ある程度の身の回りのことは自分でできることが入所の基準となっています。入院治療や寝たきりや介護が必要な場合には、入所できないこととなります。常に介護が必要で、自宅での介護ができない方のための施設としては特別養護老人ホームがあり、食事や介護などの日常生活の介護や健康管理を受けられます。

高齢化の進行に伴い、高齢者世帯や独居世帯がふえています。高齢者世帯も年月の流れにより、いずれは独居世帯となっていくと見られます。また、中高年世代においても単身者が多く見られ、子育てを終えられた世代も若年世代になればなるほど御子息等のUターン率も低くなってきているため、今後も高齢者世帯、独居世帯がふえることも予想されます。

現在の東白川村では、養護老人ホームへ入居する必要がある場合、近隣地域にある幾つかの養護老人ホームの空き状況を見ながら利用していますが、将来的に現状よりニーズがふえるのではないかと考えております。

また、長年、東白川村の住民として地域を構成して暮らしてきた方が人生の最後の最後に住みなれたこの村を離れることにも、心情的には忍びなく思います。

将来の高齢化の状況と人生の終盤のあり方を心情的に考えての両面から、村内にケアハウスや養護老人ホームの創設ができないかと考えます。

また、元気に自立して生活できる状態での在宅でのケアサポートやケアハウス施設などから在宅での生活が困難になり、サポートにも支障が出るようになった場合に入居できる養護老人ホームなど、村の医療機関や福祉と連携する年齢や状態とともに、段階的に入居できる高齢者施設が地元にあることは将来の安心感にもつながります。

生涯を東白川村で暮らした方には、最後まで緑や清流、土をいじって農作物をつくれるような環

境で暮らせるようなビジョンを持ちたいと思っております。

規模的な課題もありますので、しっかりとした研究と計画も必要と思いますが、当村が早急に取り組むべき課題の一つと考えますので、ケアハウスや養護老人ホームの創設に向けて積極的な研究・検討が必要と考え提言をさせていただきますので、お考えを伺いたいと思います。

2点目に、官民協働の村づくり「東白川村将来ビジョン」と総合計画アンケートについて質問をいたします。

村では、官民協働の村づくりとして「東白川村将来ビジョン」を策定していく取り組みの中でのアンケートやワークショップの開催を通して、住民のニーズや意見などを収集する取り組みを現在行っています。ともに第5次総合計画の策定に向けてアンケート調査も行われました。この2つの取り組みで得た情報を整合させて第5次総合計画に反映させていくとのことですが、どのような作業と工程をもって第5次総合計画へ反映させるのかを伺います。

また、行政においては将来ビジョンと総合計画を同様に考えているようにも見受けられますが、ビジョンを描いたものを実現していくための方法を描いたものが計画だと考えれば、ビジョンを描かれる過程が、最も地域住民の意見、住民同士が将来を考える機会、新しいアイデアや考え方などが生まれる期間だと思いますので、アンケートのみに頼るのではなく、新しい手法をもって取り組むことを提言いたしますが、これについてもお考えを伺います。

○議長（安倍 徹君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

村雲辰善議員にお答えをいたします。

村の老人問題は、議員御指摘のとおりでございます。ケアハウスや養護老人ホームをつくったらどうかとの提言でございますが、実は私が村長就任当時、もと越原保育園跡地に老人施設をつくるというような計画がございました。それは村の計画ではありませんが、資本を入れる企業との間の話でございました。当時、いろいろ研究はいたしましたし、視察にも参りました。例えば、施設ができ、お客さんも都市のほうから来ていただける、職員も不足の分は企業が連れてくる、村にとってプラスだという案でございました。それと村の社会福祉協議会との関係はどうなるのかなということを一時考えておりました。

しかし、この企業のトップが病気になられまして、この話が立ち消えになってしましまして、以来、8年ほどたったわけでございますが、例えばこのときにこのような施設ができておれば、またこの話が進んでいけば、村のお年寄りが今どうだっただろうということを想像しますと、果たしてこれがよかったのかどうかという判断は、ちょっと私もつきかねるところでございますが、以来、私も気にしておりまして、入りたくても入れない人がどの程度あるのかということはいつも気にしておりますが、割合待機者が何十名も見えるということは聞きますが、とりあえず申し込んでおくというような方がほとんどであって、空きましたかと言っていくと、もうあと二、三年先でいいわと、こういう話が返ってくるというのがございました。

第5次の総合計画の中でもあったわけですが、せせらぎ荘の改修というのが出てくると思います。現在は5名収容できる部屋がありまして、ほとんど5名、4名になったという話と、また少したつと次の人が入るということで、大方5名がいつも詰まっておるようでございますので、これをどうしていくのかということは今度の改修の計画の中には入れてまいりたい、こんなふうに思っておりますので、また今後、議員のよいアイデアがありましたら、お聞かせをいただきたいと思っております。

現在、じゃあケアハウスか何かを新しくつくるかということは今のところ考えておりませんが、今のせせらぎ荘の改修において、もう少し広い場所に、大きくするのかどうかということは、これから机の上ののってくるものである、こんなふうに思っております。

あと、5次総の工程とか、現在の高齢者の人数や施設入所希望者、このようなものの実態については、係のほうから御説明をいたします。

○議長（安倍 徹君）

会計管理者 安江誠君。

○会計管理者（安江 誠君）

そうしましたら、東白川将来ビジョンと第5次総合計画のアンケートについての質問について、現在の総合計画の策定事務の進捗状況と今後の予定をあわせて御説明をさせていただきます。

まず、4月に役場の内部体制としまして総合計画策定推進本部と推進事務局を設置しまして、策定事務をスタートさせております。

具体的な事務としましては、第1ステップとして、現在、所管先におきまして各課題別の基本計画の原案の策定を行っております、この工程では、各担当者が日ごろの事務の中で把握していません課題について、事務レベルにおきまして、今後どういう方策を考えているかを明らかにしたいということでございます。

また、その中で関係する諸団体との意見収集にも取り組んでおりまして、この工程が終了するのは、一応9月末ということで予定をしております。

次に、村民の皆さんに御協力をお願いいたしました満足度重要度調査でございますが、8月中旬に回答用紙の回収が完了しまして、貴重な御意見をたくさんいただいたところでございます。現在は集計作業を行っております、進捗率は30%程度でございますが、こちらも9月中には完了する予定にしております。また、調査につきましては、今後、中学生の皆さんにもニーズ調査という形で実施をしてみたいと考えております。

次に、官民協働活動で策定された将来ビジョンを総合計画にどう反映させていくかという点でございますが、将来ビジョンにつきましては、総合計画におきましても中心的なコンセプトとして位置づけまして、基本構想の中に位置づけてまいりたいと考えております。

それから今後の予定でございますが、策定いただきました将来ビジョンは、官民協働のほうで策定いただきました将来ビジョンと、それから満足度重要度調査の結果と、それから事務レベルで今やっております基本計画の原案がそろったところで、役場内部におきましてヒアリング形式で、総合調整のような形で計画の調整に取り組みたいと考えております。

これにつきましては、基本計画は将来ビジョンに基づいて計画されるものでございますけれども、将来ビジョンそのものが現場と余りかけ離れても実現性に乏しくなりますし、9月中に完成を予定しております事務レベルの基本計画につきましては、将来ビジョンが反映していませんので、この工程の中で調整をしていきたいなというふうに考えております。

そして、3月までに事務レベルでの5次総の原案という形で策定をさせていただきまして、議会に報告できるようにしたいというふうに考えております。今年度はそんなような工程でございます。

そして来年度につきましては、さらにできました原案をもとに、議会の皆様ですとか村民の皆様に御意見をいただきまして完成させていきたいなと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（安倍 徹君）

診療所事務局長 安江宏君。

○国保診療所事務局長（安江 宏君）

現在の施設利用者の人数、それから希望者の実態と将来施設入所希望が多くなるかの傾向について御説明を申し上げます。

最初に、施設入所者の現状ですが、老人ホーム等の入所者ですが、9月1日現在で15施設に40名の方が入ってみえます。

議員の御指摘にありましたケアハウスについては、下呂、岐阜にあります2つの施設で3名の方、それから養護老人ホームにつきましては、4施設で6名の方、管内は3施設で5名でございます。坂祝と八百津町と御嵩町にある施設でございます。

それから特別養護老人ホームにつきましては、4施設で13人の方で、一番多いのは白川町のサンシャイン美濃白川でございます。

それからグループホームにつきましては、3施設で12人と、一番多いのは村のほのぼのになります。その他で、村のせせらぎ荘とその他の施設1施設、これは白川町の健遊館になりますが、2施設で6名でございます。

15施設で40名ということでございます。

次に、特別養護老人ホームの入所希望を出された方の待機者ということですが、同じく9月1日現在でございます。9施設で46人となっております。

希望施設につきましては、1人の方で複数を希望してみえることがありまして、件数にしますと94というふうになって、1人当たり2より少し多い割合になります。内訳では、独居の世帯の人が11、それから高齢者世帯の人が9、家族と同居中の方が26ということでございます。

次に、介護保険施設で村の方が多く利用されている施設につきましては、4施設でございます。一番多いのが村の診療所の附属介護老人保健施設、それからサンシャイン美濃白川、あと美空の郷、これは可児市にございますが、あと中部台ケアセンター、美濃加茂市になっております。あと管内の施設、それから管外の県内の施設、それから県外の施設、合わせて10施設を超えるぐらいの施設のエリアになっております。

あと、老人ホームの入所者と今後の見込みということですが、10年前、平成15年の入所者の数が

5名でございます。これが現在6名になっておりまして、今月末になりますと7名になるわけですが、これまでの経過の中で、一番東白川村で多いときで7名というときがございました。今のこの10年相当を村の高齢者等の生活状況を見ながら福祉サイドのほうで推察をしますと、3名程度の方が入所の希望としてふえるのではないかというふうに思っております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（安倍 徹君）

再質問、村雲辰善君。

○1番（村雲辰善君）

今、細かな説明をしていただきましたが、国の高齢者福祉対策といいますか、介護保険もそんなんですが、傾向としまして地方の自治体のほうに力を注ぐ、重きを置くような方向性に今なってきているのではないかと思います。ということは、地方自治体の負担も若干ふえてくるのではないかと、という危惧もありますが、そういった流れの中で、本村が今説明を受けたいろんな施設に行かれておる方の人数というのも、ざあっと今説明をいただいただけでも100名を軽く超えていくぐらいの人数の方がいろんな施設で生活をされております。

そういった福祉の行政が地方自治体のほうに重きを置いている。また、介護なども、どちらかという在宅でのサポートとか、そういうところに方向性が向いているような昨今では、やはりこの村の中である程度そういった施設をしっかりと保有して、高齢者の方の生活を支えていくということをつくっていくことが必要じゃないかと思います。今の数字を聞いただけでも、やはり少し必要ではないかと。

ただ、ここで考えなければいけないのは、そんな大きな施設が東白川の場合は要るわけではないと思いますが、それでも例えば5人から10人であるとか、それぐらいの規模のものがあってもいいのではないかと。

まず、養護老人ホームについてお聞きをしましたが、養護老人ホームに入られる方は、健康上、まだ自分で自立していろいろ生活ができるけど、食事をつくったりとか、薬を毎日自分で定期的に飲むということがちょっと心配かなあという方が入られる施設であります。そういう方々というのは、うまい仕組みをつくれれば、地域のまだ元気な高齢者の方が支えながら共同生活ということもできなくはないかなと。実際そのような取り組みもされているところもあるようですが、そういったところをしっかりと研究していくといいのではないかと。

私も、養護老人ホームの八百津と坂祝の日本ラインのほうを視察させていただきました。坂祝の日本ラインの施設などは、本当に新しくリゾートホテルのような雰囲気もあるぐらいのすばらしいところなんですけど、そこへ一緒に視察にというか、下見といいますかね、行かれた高齢者の方が、すごいところや、いいところやし、御飯ももらって食えるし、これはいい、でも行きたくない。村を離れたくないという話を車の中で聞きながら帰ってまいりましたが、心情的に私も、もし自分が年をとってこういうところへ行くことになると、やっぱりあんまり行きたくないなど。住みなれた村で住みたいなということを非常にそのときも感じたわけなんですけど、そういうことも、やは

り若い世代の方々、僕らでももう50になりますけど、それぐらいの世代もそんなに遠くない未来にはなるとは思います、しっかり東白川村が高齢者福祉に取り組んでいるというところがないと、今後の人口問題などを解決するに当たっても非常に大きなポイントになるのではないかと感じておりますが、私の質問は、いきなりこれをつくるということではなくて、しっかり研究、計画をしてみてもどうかということですので、来年ですかね、福祉計画を見直す時期。そういう中で、しっかりとその辺の採算性、また人材の確保の件もあるんですが、検討・研究を始められたらどうかというところで、もう一度質問をさせていただきます。

もう1点、総合計画の件なんですけど、これはアンケート調査を行われて、また官民協働でワークショップなどで得たデータをもとに役場のほうで調整というか、集計しているということです。9月までに直接的にいろんな各種団体からお話を聞くということですが、9月まではもう1カ月も9月中はないんですが、1つ思いますのは、先ほども村長が2番議員の質問の中で、実際活動されている方のお話を聞いているんなことを考えていきたいというような発言もされておりましたが、これからの地域行政をつくっていくに当たり、やはり対話ということが非常に大事ではないかなと。対話の中から生まれるものというのは、アイデアであったりとか、政策であったりとか、いろんなものの種がそこに眠っていると思います。この対話というものを積極的に求めていくというのは、今のこの総合計画づくりの中に少ないのではないかと。もっと積極的にいろんなところへ出て行って、いろんな対話をして、これは行政と住民の間の対話だけではなく、住民同士の対話というのが非常に大事だと思います。そういうものを、もう少しうまく運んだらどうかと。住民同士の対話というのも、なかなかこれはふだんできていそうでできていないですわね。私、自分たちの地域をこれからどうしていくとか、そういう考える機会もどこかで誰かがセッティングしてうまくつくらなければ、集まった席で、飲んだ席なんかではそういう話もある場合もありますが、改めて出ることというのはなかなか少ないので、そういうところは行政のほうでリードしていただいてやれると私はいいのではないかとと思いますが、そういうやり方について今後考える余地はあるのかなのか、質問をさせていただきます。

○議長（安倍 徹君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

老人の施設については、今後、やはり研究をして、我々が今思えば、なるべくここで生まれて育った者はここで終末を迎えるのがいいんじゃないかなと思いますが、じゃあ本人がどう思っておられるかということも、自分がそういう立場になったときにどう考えるか。よそへ行ったほうがいいと思う人もあるかもしれませんが、いずれにしても、東白川村がそういう施設をつくって、どれぐらいの人に利用していただいて、経済的にどうかということは、これは施設をつくれれば多少の保険料の若い人にかかわることがあるわけですけども、老人の方々が自分の経済の範囲、そしてまた我々としては交付税措置がどの程度あるのか、そういうこともよく精査し、また研究をして、議員がおっしゃるように、今後、研究をしていくということは大切なことだと思いますので、また

御指導もいただきたいと思ひますし、今の5次総に対するみんなの意見を聞くということについては、全く同感でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（安倍 徹君）

村雲辰善君。

○1番（村雲辰善君）

福祉計画が今度見直しになるということで、前回の計画の中にも、例えば空き家をリフォームしてそのような高齢者福祉施設をつくるような内容も書いてあったと思ひます。

また、段階的なそういう施設という質問をさせていただきましたが、まだ元気なうちから予防するための施設というんですかね、そういうところも必要になってくるのではないかなど。

この高齢者福祉に関しましては、基本的に自分の健康は自分で守るといふような、基本的な生活習慣を身につけることを基本に置いて年を重ねていくといふものがある、そこで最終的に体がいうことが、なかなか動かなくなった、そして最後は特養のような施設に入らなければいけなくなるという段階がありますので、その段階をしっかりとプランニングして、コーディネートができるような、この地域の高齢者福祉の体制が必要かと思ひます。

前の福祉計画の進捗ぐあいですね、それが一体どれくらい進捗して、それをもとにどういふこの計画を立てられるのかといふことをこの高齢化の対応については、最後に1つ質問をさせていただきます。

次に、先ほど質問させていただきました住民同士の対話といふのを9月いっぱい各種団体から話を聞くということでしたが、それだけで済ませるといふことなのか、その後もいろいろなそういう機会をつくっていくつもりであるのか、その辺のところを最後にお聞かせいただきたいと思ひます。

私としましては、計画ができるできんは別に、地域対話、行政と住民の対話といふのは今後のこの地域づくりについては非常にキーワードになってくると思ひますので、その辺は重要なことと捉えておいて、やるべきことだと思ひますので、その辺のところはちょっと最後にお聞きいたします。

○議長（安倍 徹君）

診療所事務局長 安江宏君。

○国保診療所事務局長（安江 宏君）

段階的な施設のお話がございます、この施設そのものを村が主体になって全部をつくることは、多分経費的にも相当無理になるのではないかといふふうに考えます。

ただ、今ある施設の規模を拡大するなり、有効的に活用をしながら、村長が申しあげましたように、改修計画も含めて将来への対応を今の段階で研究していくことは今やらなければならないことだと思っておりますし、村の今後8年間の総合計画の中、それからそのもとになります議員御指摘の福祉計画の中に盛り込んで、今後の基盤をつくっていく必要があると思っております。

施設の必要な規模を見きわめることは、御指摘のように大切でございます。今後、必要な研究・

調査等をしてまいりたいと思っております。

財政的な見込みのほうは、総合計画の中で財政の担当の見込みも立てた上で福祉や住民サービスの優先重視につなげるように、整備、実施していくことになると考えております。

それから、福祉計画の進捗状況についてでございますが、先般、策定委員会を開催させていただきました。表に出せる段階になりましたら、御説明を申し上げてまいりたいと思っておりますので、いましばらくお待ちいただきたいと思っております。以上です。

○議長（安倍 徹君）

会計管理者 安江誠君。

○会計管理者（安江 誠君）

総合計画の対話の件でございますが、今つくっております原案につきましては、取り組みを始めたのが5月ということで、5月から9月末までの期間で取り組んでおりますが、この手法につきましては、日ごろの事務の中で一番現場と密接にいるのはそれぞれの課の担当者ということで、担当者のところで、まず所管する団体等の意見を吸い上げてくださいよという形でございますが、担当者のところでもなかなか今後の解決策というのを持っていない部分がございます。対話のほうも進んでいない部分がございますので、9月末で出てきたところの計画書を見まして、至らないと感じた部分につきましては、ローリングをかけまして見直しをして、また対話してくださいという形で進めていきたいなあというふうに思っておりますし、対話の手法としましては、そのほかに集落座談会ですとか、諮問機関を設置して御意見をいただく場ですとか、あとパブリックコメントなどを行っていきなというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（安倍 徹君）

以上で一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。昼食後の再開時間は、1時を予定しております。以上でございます。

午前11時30分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（安倍 徹君）

午前中に引き続き、会議を再開いたします。

◎報告第1号及び報告第2号について（提案説明・質疑）

○議長（安倍 徹君）

日程第8、報告第1号 平成24年度決算に基づく財政健全化判断比率の報告についてから日程第9、報告第2号 平成24年度決算に基づく資金不足比率の報告についてまでの2件を一括して議題とします。

本件について、提案者の報告を求めます。

会計管理者 安江誠君。

○会計管理者（安江 誠君）

報告第1号 平成24年度決算に基づく財政健全化判断比率の報告について。このことについて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により監査委員の意見を付して報告する。平成25年9月12日提出、東白川村長。

1枚おめくりをいただきまして、平成24年度決算に基づく財政健全化比率一覧表でございます。左の項目から説明させていただきます。

実質赤字比率、この比率につきましては、一般会計の収支の赤字に関する指標でございます。決算については黒字でございますので、比率はあらわれておりません。

引き続きまして、その隣の連結実質赤字比率でございます。こちらの比率は、一般会計と特別会計を合わせた収支の赤字に関する指標でございます。黒字であり、比率はあらわれておりません。

その次に実質公債費比率でございます。村の全会計と一部事務組合に係る公債費の負担に関する指標で、3年平均で算出するものでございます。比率については12%となっております。昨年は13.5%でございましたので、1.5%の改善をしております。

次に将来負担比率でございます。村、それから一部事務組合のほか第三セクターも含めて村が将来支払う可能性がある負債の大きさをあらわす指標でございます。25.1%となっております。昨年は36.7%でしたので、11.6ポイント改善をいたしております。

なお、表内の括弧内の数値につきましては、早期健全化団体に該当するラインをあらわした数値でございます。

1枚おめくりをいただきまして、監査委員さんからの御意見をいただいております。送付書がついております。

その次のページをごらんいただきまして、意見書でございます。

1番に審査の概要、2番に審査の結果の総合意見につきましては、適正ということでございますし、個別意見につきましても、それぞれ比率、早期健全化基準以下であり、良好であるという御意見を伺っております。

続きまして、報告第2号 平成24年度決算に基づく資金不足比率の報告について。このことについて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により監査委員の意見を付して報告する。平成25年9月12日提出、東白川村長。

1枚おめくりをいただきまして、平成24年度決算に基づく資金不足比率の一覧表でございます。対象会計は公営企業会計に属する会計で、簡易水道特別会計と下水道特別会計が該当しております。それぞれ収支におきまして資金不足は生じておりませんので、数値はあらわれておりません。

次のページをごらんいただきまして、監査委員さんの意見書の送付書でございます。

その次のページを見ていただきまして、審査の概要、それから審査の結果をいただいております。それぞれ資金不足は認められないということで、良好という御意見をいただいております。以上で

ございます。

○議長（安倍 徹君）

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、報告第1号 平成24年度決算に基づく財政健全化判断比率の報告についてから報告第2号 平成24年度決算に基づく資金不足比率の報告についてまでの2件の報告を終わります。

◎議案第50号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安倍 徹君）

日程第10、議案第50号 東白川村過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 松岡安幸君。

○総務課長（松岡安幸君）

議案第50号 東白川村過疎地域自立促進計画の変更について。過疎地域自立促進特別措置法に基づき、別紙のとおり東白川村過疎地域自立促進計画を変更しようとする。よって、同法第6条の規定により議会の議決を求める。平成25年9月12日提出、東白川村長。

この過疎地域自立計画につきましては、平成22年度から27年度までの6年間の計画ですが、今年度、過疎債を充当する事業などを今回変更するものでございます。

様式2のほうの、まず最初の産業の振興のところの経営近代化のところでは、乗用の茶刈り機を2台から3台に変更するものでございます。

それから畜産のところでは、ホイルローダーと2トンダンプに変更するものでございます。

次のページへ行っていただきまして、林道で県単林道改良工事を新たに追加するものでございます。

それから、電気通信のところでは一番下のセンター機器更新一式を追加するものでございます。

そして次のページの水道施設のところでございますが、簡易水道機器更新一式というのを追加でございます。

診療所のところでは、多機能心電計の更新、超音波の装置の導入、それから胃カメラの更新を、それぞれ追加するものでございます。

一番最後のページですが、高校生通学支援事業のソフトの部分でございますが、ここを追加するものでございます。以上です。

○議長（安倍 徹君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第50号 東白川村過疎地域自立促進計画の変更についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第50号 東白川村過疎地域自立促進計画の変更については、原案のとおり可決されました。

◎議案第51号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安倍 徹君）

日程第11、議案第51号 可茂広域行政事務組合規約の一部を改正する規約についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 松岡安幸君。

○総務課長（松岡安幸君）

議案第51号 可茂広域行政事務組合規約の一部を改正する規約について。地方自治法第286条第1項の規定により、可茂広域行政事務組合規約の一部を別紙のとおり改正する。平成25年9月12日提出、東白川村長。

1枚めくっていただきまして、可茂広域行政事務組合規約の一部を改正する規約。

可茂広域行政事務組合規約の一部を次のように改正する。

第11条第2項に次のただし書きを加える。

ただし、可茂地域ふるさと市町村圏及び中濃地方拠点都市地域の振興整備を推進するための財源に充てる場合は、この限りでないということで、新旧対照表が別冊にあると思いますので、ちょっとそちらを見ていただきまして、下の段が現行でございます。

この一部事務組合の持っている基金につきましては、これを処分することができないということになっております。それを基金の取り崩しができるというふうに、今回、改正するものでございます。

この基金につきましては、可茂消防事務組合が、現在、消防救急無線のデジタル化を行うということで事業を行っておるわけですけれども、費用が大変かかるということで、可茂地域でこの基金に大変積んでおります。この基金を取り崩して、この消防のデジタル化の財源に充てるというもの

でございます。東白川の部分のこの基金は、756万円でございます。これは平成7年、8年のときに造成したもので、可茂地域の部分、管内、可児・加茂・美濃加茂市・可児市で4億3,200万円ほどの基金造成がございまして、今回、管内のどの市町村もこの規約の変更をして基金を取り崩して、それをこの消防のデジタル化に充てたいというものでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

附則といたしまして、この規約は岐阜県知事の許可のあった日から施行するというものでございます。以上です。

○議長（安倍 徹君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第51号 可茂広域行政事務組合格約の一部を改正する規約についてを採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第51号 可茂広域行政事務組合格約の一部を改正する規約については、原案のとおり可決されました。

◎議案第52号及び議案第53号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安倍 徹君）

日程第12、議案第52号 東白川村介護保険条例の一部を改正する条例についてから日程第13、議案第53号 東白川村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてまでの2件について関連があるため一括して議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村民課長 安江清高君。

○村民課長（安江清高君）

議案第52号 東白川村介護保険条例の一部を改正する条例について。東白川村介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成25年9月12日提出、東白川村長。

1枚めくっていただきまして、東白川村介護保険条例の一部を改正する条例。

東白川村介護保険条例の一部を次のように改正する。

第11条第1項を次のとおり改めるということで、第11条第1項の全文改正ですけれども、新旧対

照表をごらんいただきたいと思います。

延滞金の精算方法の改正でございますけれども、現行の条例では若干制定当時のままの規定になっておりまして、今、合わなくなっておりますので、村税条例等と同じ規定に改めるものでございます。

まず、端数計算等でございますけれども、2,000円以上で2,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるとなっておりますけれども、2,000円以上で1,000円未満の端数は切り捨てるということにさせていただきます。

それから、原則的な延滞金の割合ですけれども、年7.3%となっておりますのを年14.6%、ただし、最初の1カ月間は年7.3%というふうに改めさせていただきますまして、額の計算の確定ですけれども、100円未満である場合は賦課しないということになっておりますけれども、全体で1,000円未満は賦課しないですし、1,000円以上でも100円未満の端数は切り捨てるというふうに改めさせていただきます。

そして本文のほうへ戻っていただきまして、今申し上げたのが延滞金の本則ですけれども、以前、村税条例の改正等もありましたけれども、延滞金の割合の特例というのが来年の1月1日から実施されますので、介護保険についてもそのようにさせていただきますというものでございます。

本則のほうでは年14.6%と年7.3%というふうになっておりますけれども、特例基準割合で最初の1カ月間はいくということになります。この特例基準割合と申しますのは、租税特別措置法第93条の規定によって国税庁が告知した割合というもので、日銀が定める基準に3%を足したものでございます。現在は0.3%が基準ですので、それに3%を足したのが3.3%になりますけれども、それに1%を足した年4.3%、現在のところでは7.3%が4.3%になります。1カ月超すと全て年14.6%に上がっておりますけれども、それが非常に高いということでございますので、1カ月たった時点では今の特例基準割合に7.3%を足した割合にするということでございます。

本条例の附則でございますまして、次のページにこの改正条例の附則がございます。

施行期日、1. この条例は平成26年1月1日から施行する。

それから延滞金に関する経過措置、2. この条例の施行の日の前日までに行われた延滞金の割合等の特例に係る附則第6条の規定は、なお従前の例によるというものでございます。

次に、議案第53号 東白川村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成25年9月12日提出、東白川村長。

1 枚めくっていただきまして、東白川村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。

東白川村後期高齢者医療に関する条例の一部を次のように改正するというので、第6条の一部改正でございますが、こちらも新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

こちらも同じように延滞金の特例の改正でございますけれども、1カ月までは7.3%が特例により現在は4.3%に軽減されておりますけれども、それについては現在は本条例の第6条の中に入っておりますが、これを削除させていただきますまして、附則で規定するように改正をいたします。

それから端数ですが、先ほどと同じように、100円未満の端数、または全体が1,000円未満であるときは切り捨てるというものでございます。

次のページですが、新しく追加する附則でございますけれども、附則第3条ということで、先ほどの介護保険と同じように、当分の間は第6条に規定する延滞金の年14.6%の割合及び年7.3%の割合は、この規定にかかわらず各年の特例基準割合とするというものでございます。1カ月を過ぎた場合は、即、特例基準割合に7.3%を加算した割合ということになります。現在ですと、1カ月までは4.3%、1カ月を超えた部分からは11.6%ということになりまして、本則よりは軽い割合に引き下げるものでございます。

本文のほうへ戻っていただきまして、本文の最後の附則のところでございます。この条例は平成26年1月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（安倍 徹君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第52号 東白川村介護保険条例の一部を改正する条例についてから議案第53号 東白川村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてまでの2件について一括して採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第52号 東白川村介護保険条例の一部を改正する条例についてから議案第53号 東白川村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてまでの2件は、原案のとおり可決されました。

◎議案第54号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安倍 徹君）

日程第14、議案第54号 東白川村鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

産業建設課長 小池毅君。

○産業建設課長（小池 毅君）

議案第54号 東白川村鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例について。東白川村鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例を別紙のとおり提出する。平成25年9月12日提出、東白川村長。

1 枚めくっていただきまして、朗読をさせていただきます。

東白川村鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例。

設置、第1条 村内に生息する鳥獣による農林水産業等の被害を防止するため、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律第9条の規定に基づき、鳥獣被害対策実施隊を設置する。

名称、第2条 この隊は、東白川村鳥獣被害対策実施隊と称する。

2 実施隊に鳥獣被害対策実施隊員を置く。

任務、第3条 実施隊は、村長が定める被害防止計画により、農林水産関係機関と緊密な連携及び情報の共有化を図り、鳥獣の個体数調整、被害防止及び生息状況の調査を計画的に行い、もって鳥獣被害の防止に努めるものとする。

委嘱、第4条 実施隊員は、被害防止対策の実施に積極的に取り組むことが見込まれる者で、村長が任命する者とする。

2 実施隊員は、地方公務員法第3条第3項に規定する特別職の職員で非常勤とする。

次へ参りまして、報酬、第5条、報酬はなしとする。

補償、第6条 実施隊員の職務上の災害補償は、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の定めるところによる。

委任、第7条 この条例に定めるもののほか、実施隊及び実施隊員の職務等に関し必要な事項は、規則で定めるといふものでございます。

これは、全国的な鳥獣被害の増加と逆比例いたします狩猟者の減少が鳥獣被害対策にとって大きな問題となっております。そのため、平成24年度から対策の担い手の確保と実効性を高める観点から、鳥獣被害防止特措法に基づいて設置された鳥獣被害実施隊に対する重点支援が行われることになりました。村での有効な被害対策を実施するために、鳥獣被害対策実施隊を設置することといたしました。このため、市町村長による隊員の任命等のため、また隊員の公務災害補償措置を条例で定めるといふことから上程をさせていただきました。

最後のほうの議案説明資料をちょっと見ていただきたいと思いますが、ここに条例の施行規則（案）を載せさせていただいております。

当条例の7条の規定に基づき、実施隊と、それから実施隊員の職務に関する規則等を定めております。

ここで4条の編成のところでございますけれども、ここは次の裏のページには任命をさせていただきます名簿を載せておりますけれども、これは第1種銃猟免許、ライフル銃及び散弾銃による狩

猟免許を持った猟友会員の方16名を、全員の方ですが、任命をさせていただきますようお願いしていきたいというものでございます。

職務といたしましては、第5条ですが、鳥獣の生息状況、被害発生時期及び場所の調査に関すること、それから(2)鳥獣の捕獲及び捕獲体制の整備に関すること、(3)鳥獣の被害防止技術の向上等でございます。

また戻っていただきまして、附則の施行期日でございますが、この条例は平成25年10月1日から施行するというものでございます。以上です。

○議長（安倍 徹君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第54号 東白川村鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例についてを採決いたします。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第54号 東白川村鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第55号から議案第59号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安倍 徹君）

日程第15、議案第55号 平成25年度東白川村一般会計補正予算（第4号）から日程第19、議案第59号 平成25年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第3号）までの5件について、補正関連により一括して議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 松岡安幸君。

○総務課長（松岡安幸君）

それでは、議案第55号 平成25年度東白川村一般会計補正予算（第4号）。平成25年度東白川村一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,436万5,000円

を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億7,936万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正) 第2条 既定の債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正) 第3条 既定の地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。平成25年9月12日提出、東白川村長。

2ページの第1表の歳入歳出予算補正の説明を省略させていただきまして、6ページをごらんいただきたいと思います。

第2表 債務負担行為補正。変更でございます。

美濃東部農用地総合整備事業償還金でございます。変更前が171万2,000円から、変更後が167万9,000円で、3万3,000円ほど減額するものでございます。これは償還金の額の確定により変更するものでございます。

それと、この表の下のところ、この事項につきましては、「(農地分)」を「(農業用道路分)」と訂正させていただきたいと思います。

それから、次のページの第3表 地方債補正。変更でございます。

過疎対策事業につきましては1億820万円から1億550万円ということで、270万円の減額でございます。胃カメラの部分の280万円の減額、それから農地流動化事業で10万円の追加でございます。

それから、その下の臨時財政対策事業につきましては7,000万円から8,000万円ということで、1,000万円の追加でございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更ございませんので、省略をさせていただきます。

それから、9ページの事項別明細書の1の総括の説明を省略させていただきまして、11ページをごらんいただきたいと思います。

2の歳入。

11款1項11目災害復旧費分担金、補正額33万4,000円。下親田の農地災害復旧工事の分担金でございます。徳原の部分でございます。

13款2項8目の土木費国庫補助金、補正額が2,129万2,000円。地域の元気臨時交付金でございます。

14款1項3目民生費県負担金、補正額1万8,000円。児童手当の負担金の前年度精算部分でございます。

同じく2項4目衛生費県補助金、補正額が1万円で、自殺予防緊急対策事業の補助金の追加補正でございます。

次のページの15款2項6目出資金返還収入、補正額756万円。ふるさと基金出資金の返還収入でございます。先ほどの可茂広域事務組合の基金の取り崩しで説明しましたがけれども、一旦ここで村

のほうへ内入れて、後で消防費に出てきますけれども、同額を可茂消防組合へ支出するものでございます。

16款1項2目指定寄附金、補正額13万円。民生費のほうでは社会福祉のほうへ指定寄附ということで、柏本の今井秀和様から10万円、衛生費のほうの自然環境保全のほうへ千葉県松戸市の伊藤さんから3万円をいただいております。

17款2項5目介護保険特別会計繰入金、補正額76万9,000円。給付費の前年度の繰入金の精算の返還の部分で36万3,000円、それと地域支援事業の前年度の返還金40万6,000円でございます。

7目の国保診療所特別会計繰入金13万3,000円、診療所会計からの繰り入れ部分でございます。

13ページの18款1項1目繰越金、補正額337万5,000円。前年度繰越金の減額でございます。

19款4項4目雑入、補正額19万4,000円。嘱託の獣医師の部分の農業共済交付金の額の確定により追加補正でございます。

20款1項4目衛生債、補正額が280万円の減額。過疎債の胃カメラ部分でございます。

6目の農林水産業債では10万円の追加で、農地流動化の奨励事業でございます。面積がふえた部分でございます。

13目の臨時財政対策債には1,000万円の追加でございます。

次に、14ページからは歳出でございます。

2款1項6目企画費、補正額14万5,000円。みのかも定住自立圏取り組み事業で、生涯学習情報誌の共同発行事業の負担金の部分でございます。来年度事業のそれぞれの市町村の講座の案内冊子を発行いたしまして、例えば、こちらから美濃加茂のほうの講座でいいのがあれば、講座に入っていただくというような紹介雑誌でございます。

10目の地域情報化事業費で33万2,000円、CATVの審議会等開催費5万5,000円ということで、委員の方の増員と会議の増でございます。2つ合わせまして5万5,000円の追加でございます。CATVの機器管理運営事業27万7,000円、維持修繕の消耗品、それから工事請負費では中通の道路移転ということで工事費も入っております。それから告知端末機の1万8,000円ですが、予算の不足する部分を追加で補正するものでございます。

その下の3項2目住民情報処理費、補正額22万2,000円、住民情報処理費でございます。住民基本台帳ネットワークシステムの委託料、それから認証サービスの機器の保守料、2つも保守の補正でございます。

それから15ページへ行きまして、3款1項1目住民福祉費、補正額565万8,000円、後期高齢者医療費でございます。給付費の前年度の精算金でございます。

2目の福祉医療費51万5,000円の補正につきましても、前年度の福祉医療費の返還部分でございます。

3目の保健福祉費、補正額15万円。保健福祉費一般につきましては、歳入でありました寄附金を基金に積み立てるものでございます。障害児通所支援事業につきましては、臨床発達心理士の謝金ということで、白川町のことばの教室に通所するに当たりまして、この心理士の判定が必要という

ことで、それに係る部分でございます。

4目の老人福祉費6万円の補正。外出支援事業で、わかあゆ2号のタイヤがすり減ってきたということで、タイヤの購入補正でございます。

2項2目認可保育所費、補正額3万5,000円。みつば保育園の洗濯機が故障したため、これを更新するものでございます。

4款1項1目保健衛生総務費、補正額280万円の減額。これは診療所会計への繰出金を減額するものでございます。

2目予防費1万円の補正。自殺予防緊急対策事業の送迎用の運転手の賃金の部分ですが、不足するために1万円の補正でございます。

5目の環境対策費286万5,000円の補正。先ほど寄附でいただきました方の寄附金で不法投棄の看板の作成をするものと、繰出金では簡易水道特別会計への繰出金283万5,000円でございます。

次のページの6款1項2目農業総務費、30万6,000円の追加補正でございます。農業総務費で職員手当でございます。この後、まだ職員手当が出てきますけれども、産業建設課のほうは4月に会計検査がございまして、そこで超勤がふえておりまして、今回補正をさせていただきます。

3目の農業振興費104万3,000円、耕作放棄地対策事業10万8,000円、農地流動化の補助金でございます。面積が7,246平米ほど当初よりふえてきたために補正するものでございます。園芸振興対策費37万2,000円で、農用地開発事業の補助金でございます。親田の方で不良のお茶畑をトマトハウス用に整備するというので、その方に対する助成でございます。茶業振興対策事業56万3,000円、これも同じように農用地の開発事業補助金で、五加の茶生産組合が茶造成をいたしますので、それへの助成でございます。

6目の畜産業費、補正額ゼロで、畜産振興事業の財源補正でございます。農業共済の交付金が入ってきて、一般会計財源を△にするものでございます。

2項1目林業総務費、補正額が1万7,000円。林業総務費の職員手当の補正でございます。

次のページの2目林業振興費、補正額が350万円。一般林業振興費で、グレーティングマシンの導入の補助金でございます。製材組合が導入する機械についての補助、村の20%部分でございます。

3目林道総務費は7万8,000円の補正。林道総務費の職員手当の補正でございます。

7款1項1目商工振興費、補正額14万8,000円。これも職員手当の追加でございます。

8款1項1目土木総務費186万6,000円の補正でございます。これにつきましても、土木総務費で職員の超勤、それから次のページで委託料がございしますが、東白川村現況図の修正委託料、美濃東部農道の完成によりまして現況平面図の修正を委託するものでございます。それから公共施設等自主修繕支援事業ということで80万円、それぞれの地域から要望がございましたので足らずまいを補正します。

2項1目道路橋梁維持費、補正額680万9,000円。道路橋梁維持事業622万7,000円、手数料の木製ガードレールの運搬手数料と原材料費もございしますが、ガードレールに係る部分が2カ所でございます、手数料と原材料費。それから委託料では道路台帳の委託ということで、美濃東部農道のトン

ネル部分の台帳の整備の部分、それから木屋・下線の予備設計委託料ということで100万円、これは栃山内内でございます。使用料につきましては、機械の借り上げ料が不足してまいりましたので100万円の追加。工事請負費につきましては、岩屋線の排水路の修繕とイブキ線の路面修繕、合わせて200万円でございます。それから社会資本整備総合交付金30万1,000円、越原温泉前の岩倉橋のガードレールの取りかえ工事でございます。本体工事の対象とならなかった部分の工事費、ガードレールの取りかえでございます。道の駅管理費では28万1,000円、女子トイレの手洗い水洗のほうに故障しておりまして、その修繕と駅の看板の修繕でございます。

3項1目住宅管理費、補正額83万4,000円。修繕料ということで、曲坂住宅の修繕35万1,000円、それからフラットハイム1号の入居者退去によります修繕48万3,000円でございます。

2目の住宅建設費、補正額ゼロでございますが、村営住宅単独建設事業の財源補正でございます。歳入にございました地域の元気臨時交付金をここに充当するものでございます。

4項1目河川砂防費、補正額141万円。河川砂防事業で120万円、これは大明神のこまもり会館前の護岸の修繕でございます。河川砂防事業の21万円、委託料ということで、次のページにございますが、上小林地区の用地取得に伴います登記の委託でございます。

9款1項2目消防施設費、補正額5万円。消防施設管理費で5万円でございます。これは陰地の今田屋の向こうの防火水槽でございますが、砂がたまっておるといことで、その砂出しの機械の借り上げ料でございます。

それから4項の常備消防費、補正額が756万円。常備消防で可茂消防事務組合へ、歳入にございました基金に繰り入れたものを、同額をここで消防組合へ負担金として支出するものでございます。

10款1項2目事務局費、補正額8,000円。学童の心臓検診の事業で、2次検査の人数が増加したために不足分を補正するものでございます。

2項1目学校管理費、補正額1万円。スクールバスの管理費で、保険料の予算が不足したために追加補正でございます。

3項1目学校管理費、補正額1万6,000円。中学校管理費一般で1万6,000円の増、邪魔になった枝等を伐採いたしまして、その処分の手数料の部分でございます。

4項1目社会教育総務費、補正額13万4,000円。社会教育総務費一般で、家庭青少年教育指導員の賃金の追加補正でございます。

次のページで、5項1目保健体育総務費、補正額1万円。その他消耗品の、これはスポーツ推進委員の手帳の購入の部分でございます。

2目の体育施設管理費2万5,000円。五加運動場の管理棟のドアノブの修繕等でございます。

11款1項1目農業用施設災害復旧費、補正額334万9,000円。下親田の農地の災害復旧工事の部分でございます。以上でございます。

○議長（安倍 徹君）

村民課長 安江清高君。

○村民課長（安江清高君）

議案第56号 平成25年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。平成25年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ89万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,979万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成25年9月12日提出、東白川村長。

2ページの第1表 歳入歳出予算補正から5ページの事項別明細書の総括までの朗読は省略させていただきます。7ページをごらんいただきたいと思います。

2. 歳入の部分ですが、10款1項1目繰越金、補正額89万6,000円。必要な財源は前年度繰越金で賄うものでございます。

3. 歳出。

1款1項1目一般管理費、補正額10万円。職員手当の超勤手当の増額をお願いするものでございます。

10款1項1目一般被保険者保険料還付金、補正額10万円。前年度までに納付された保険料の還付、過去にさかのぼって国保から脱退されるような人がありますけれども、そういう方の保険料の還付の金額不足が予想されますので補正をお願いするものでございます。

3目償還金、補正額69万6,000円。前年度交付金精算返還金となっておりますけれども、平成24年度分の退職者医療に係る療養給付費交付金の精算ということで、支払基金に返還するものでございます。

以上が国民健康保険でございます。

次が議案第57号 平成25年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第1号）。平成25年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ381万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,841万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成25年9月12日提出、東白川村長。

介護保険会計につきましては、前年度の給付費等が確定しましたので、それに伴いまして歳入歳出の補正をさせていただくものでございます。

2ページの第1表 歳入歳出予算補正と、それから説明資料の事項別明細書の総括のところの朗読は省略させていただきます。

7ページをごらんいただきたいと思います。

2. 歳入。

3款1項1目介護給付費負担金、補正額19万5,000円。国庫負担金が前年度のもらい不足ですので、それだけ補正で入ってくるものでございます。

4款1項1目介護給付費交付金、補正額25万8,000円。こちらは支払基金からの交付金の精算分

でございます。

5款1項1目介護給付費負担金、補正額9万4,000円。県負担金の精算分でございます。

7款1項1目繰越金、補正額327万2,000円。前年度繰越金でございます。

3. 歳出。

4款1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金、補正額208万円。こちらは保険料につきましては3年間固定ですが、給付費に比べて保険料が過大でしたので、その部分を基金に積み立てるものでございます。ここは不足した年があった場合は、その基金を取り崩して使うということになります。

7款1項2目給付費償還金、補正額36万4,000円。一般会計繰入金の精算返還金でございます。

3目交付金償還金、補正額137万5,000円。こちらも一般会計の地域支援交付金の精算分の返還するものでございます。

介護保険会計は以上でございます。

次に、簡易水道のほうに行かせていただきます。

議案第58号 平成25年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第2号）。平成25年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ283万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,075万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成25年9月12日提出、東白川村長。

第1表 歳入歳出予算補正と事項別明細書の総括のところの朗読を省略させていただきます。

7ページをごらんいただきたいと思います。

2. 歳入。

2款1項1目一般会計繰入金、補正額283万5,000円。一般会計から施設整備分として繰り入れる分でございます。

3. 歳出。

2款1項1目東白川簡易水道建設事業費、補正額283万5,000円。曲坂配水管増設工事となっておりますけれども、岐阜部品から返還していただいた社長住宅ですが、現在は岐阜部品の工場からあちらへ行っている水道管がございまして、そこにメーターを取りつけて利用しているわけでございますけれども、岐阜部品としては、どうしても年末年始の休暇は水道管をもとからとめないと凍結、破損してしまうということで、住宅のほうには単独で引くことにいたしました。高低差が非常にありますし、返還を受けた住宅と岐阜部品住宅と合わせますと5件の住宅がありますので、あわせて消火栓も設置したいというものでございます。そうしますと、80ミリの管を入れないといけないということですので、神土・角領線を通っている本管から直接水道管を引き直すというものになります。それから本管につきましては、神付から中谷方面に配水しておりますので工事中の断水はできないということで、不断水工法といひまして水をとめない工法ということもありますので工事費が

高くなっておりますけれども、補正をお願いするものでございます。以上です。

○議長（安倍 徹君）

国保診療所事務局長 安江宏君。

○国保診療所事務局長（安江 宏君）

議案第59号 平成25年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第3号）。平成25年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ28万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,568万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成25年9月12日提出、東白川村長。

2ページの第1表 歳入歳出予算補正から5ページの補正予算事項別明細書、1. 総括の朗読を省略し、7ページの2. 歳入から御説明を申し上げます。

4款2項1目権利売却収入、補正額19万円。説明欄で岐阜県医師会土地債券償還金4万円及び追加分15万円でございます。昭和44年と57年に岐阜県医師会の土地の債券を購入したもので、平成25年2月24日の総会で償還のめどが立ったということで、それぞれ償還することが議決をされまして、今回、入金があったものでございます。上の4万円のほうは1口が5,000口の8口で、下の15万円の口は1件でございます。

5款1項1目一般会計繰入金、補正額280万円の減。一般会計からの繰入金、施設整備分の減額でございます。これは過疎対策事業分の減額による繰入金の減でございます。

6款1項1目繰越金、補正額38万円の減。

7款1項1目雑入、補正額33万1,000円。傷害見舞い費用保険金26万円と臨床研修費等の補助金6万2,000円、それから自治医大の地域医療実習生受け入れということで9,000円でございます。

8款1項1目指定寄附金、補正額10万円。備考欄にありますように、診療所指定寄附金としていただいたものでございます。

9款1項1目医業費補助金、補正額284万3,000円。医療施設等整備費補助金で、7月9日に内示がありまして、284万3,000円追加によるもので、胃カメラ、心電図計、聴覚測定器を整備するものでございます。

9ページ、3. 歳出。

1款1項1目一般管理費、補正額5万円。所長交際費の不足が見込まれますので5万円を追加するものでございます。

2款1項1目一般管理費、補正額13万4,000円。一般会計への繰出金ということで、前年度の一般会計が受け入れします6月分のケアプラン分を国保会計で受けておりましたので、今回、繰出金として一般会計へ繰り出すものでございます。

2目医療管理費、補正額がゼロで、施設整備に係る財源補正でございます。

3款1項1目基金積立金、補正額10万円。指定寄附金を医療設備等整備基金のほうへ積み立てを

するものでございます。以上です。

○議長（安倍 徹君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

2番 桂川一喜君。

○2番（桂川一喜君）

一般会計の歳出の土木費の住宅費のところなんです、フラットハイム1号室の退去修繕料となっております。これは、具体的には退去した後に修繕をかけるということなんだと思いますし、これが一般財源から出ていることになってはいますが、通常の使用料の中から住宅の維持費が出ているので、余剰分が一般会計に一旦マイナスで出されている分を、多分一般会計からもう一回持ってきて修繕するという意味合いになると思うんですが、実はこの退去の修繕費というのは、一般的な民間ですと敷金であったり礼金であったり、それ用に入居者から持っておいたものを取り崩して臨時の修繕に充てるように、一般的にはそういうことなんです、村営住宅においてはその辺の考え方、要は退去時、通常修繕料は通常の使用料において行われるべきであったり、持ち主である、大家である村が一般会計から出していくというので問題ないと思うんですが、退去するとき、もとの原状復帰、もしくは入居者用、もしくは退去するときの原状復帰にする費用というのは、一般的な民間ですと入居者から保険料というか保証料みたいな形で預かっているものを使う場合が多いと思います。この場合は、一体今現状はどうなっているかということと、受益者負担についての考え方がどうなっているか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（安倍 徹君）

村民課長 安江清高君。

○村民課長（安江清高君）

フラットハイムでも曲坂住宅でも敷金というのは預かっておまして、汚れですとか、そういったものについては、その敷金で退去時に必要な修繕を行っております。ここの場合も敷金がありまして、その修繕を行いますけれども、非常に長期間の入居で、経年劣化で次に貸す前に修繕しなければいけないという箇所がありますので、その分については村で見るというものでございます。

普通の壁紙が汚れたとかというようなものについては、どの住宅でも入居者の負担で修繕しております。今回についても、敷金は修繕に充てさせていただいております。

[挙手する者あり]

○議長（安倍 徹君）

2番 桂川一喜君。

○2番（桂川一喜君）

これはちょっと本年度、調査ができていないんですが、予算説明書のときに敷金の預金の利息というのが発生していると思いますけど、これって敷金は一体どこにプールしてあるのかということ

と、預金の利息というのが予算書に上がっていたんで、預金という形でもしプールされているとしたら、取り崩して充てるのか、一応名義上の預金を残したままで一般会計で充てるのかというところをちょっとお伺いしたいんです。

○議長（安倍 徹君）

村民課長 安江清高君。

○村民課長（安江清高君）

敷金につきましては、会計管理者のところで歳計外現金というものがございますけれども、そちらで管理しております。

歳計外現金の利息だけは資金運用収入ということで、一般会計の財源にしてというふうに聞いています。

それで、敷金を普通は返還するんですけども、全然修繕がない場合は、一般会計へ入れないで、修繕があった場合は、その敷金から直接支払って残りをお返しするというふうにしております。

〔挙手する者あり〕

○議長（安倍 徹君）

2番 桂川一喜君。

○2番（桂川一喜君）

そうすると、今回の補正の場合、この財源の部分が一般財源のままで扱われているのでちょっとこの質問をする羽目になったんですけど、ここにその他の部分のほうへ移っていくような予算の移し方をしなくてもよかったのかなあとちょっと思って質問を重ねているわけなんですけど、最後それだけちょっと。

○議長（安倍 徹君）

村民課長 安江清高君。

○村民課長（安江清高君）

敷金を財源に充当すると言ったんかと思えますけれども、敷金は敷金で精算して、敷金でやるべき修繕が足りない場合は、退去者が直接業者に修繕を依頼するというような形になっておりまして、自分で原状に復旧して退去するという形になっておりますので、それに要する費用のうち、敷金で充当できる分は敷金を充てさせてもらうんですけども、やっぱり不足すれば退去者が追加で払っていただくということになりますし、それから敷金以内でおさまれば余った分をお返しするという形になっておりまして、退去者の責任に係る修繕の分については退去者が支払うというふうにしております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍 徹君）

5番 今井保都君。

○5番（今井保都君）

一般会計の災害復旧費で下親田の農地災害復旧費が今予算に上がっておりますけれども、これは

災害復旧、おとしですか、災害があったところの現場だと私は思っているんですが、あのときの災害復旧ということで、激甚災害という指定の中で全て完璧にやれたのではないかなあと考えているんですが、これ、工事が完全でなかったのでもう一回復旧工事をやられるのか、その辺のことをちょっと御説明をお願いいたします。

○議長（安倍 徹君）

産業建設課長 小池毅君。

○産業建設課長（小池 毅君）

今の御質問の災害復旧事業の件でございますけれども、これは平成22年災害の親田の徳原の茶園の農地の災害の復旧工事でございます。災害復旧の事業といたしましては、土質等に問題がある場合もありますけれども、基本的に現場内の流用土を使って復旧するという工法を原則的に採用しております。その結果、植栽後のお茶の植生につきまして、土質に起因する苗の枯れが全面的に発生をいたしました。調べてみますと、その土質的に非常に塩成土でございます、その茶の育成に向いていなかったということで、今回、また改めまして災害に関連する事業ということで、村単独の災害復旧工事ということで、この粘性土の分を入れかえをするという工事を計画しております。以上です。

[挙手する者あり]

○議長（安倍 徹君）

5番 今井保都君。

○5番（今井保都君）

ちょっと余談ですけども、一応見積もりの中でこういうことも想定はあるということが全然意識がなかったというか、後でこういうことも発生するがゆえに、こういうことも予算というか、そのときの復旧費の中に入れておけば、この事業もできたのではないかなと思う。今さらそのことを言ってもしょうがないが、今度は村単ということになるわけですけども、災害に遭ったときなどは、それは茶畑として今後も利用されるという目的での復旧工事ではまるというか、そういう形でやっておりますので、今後、災害復旧なんかがあった場合は、そういった後のというか、そのこともよく考えながら予算をつくっていただいて、なるだけそういう復旧工事、国のほうからそういう支援が出るので、そういった予算をできるだけ使ってもらえれば村単の村としての出費も少なく済むのではないかなあと、そういう思いを今後に生かしていただきたいなというふうに思います。

○議長（安倍 徹君）

ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者あり]

7番 安江祐策君。

○7番（安江祐策君）

先ほど条例で通りましたが、総務関係の消防署、一部事務組合、消防組合へデジタル化のために基金を取り崩して払うという、東白川村分756万円分ですが、総額が4億円ということで、これだ

けで済むのか。今後、また村の動きとして払わなければいけないかということ。もし、払っていかなければならないということだと、幾らで、どのくらいの計画があるかということと、そして例の可茂消防本部が加茂川の低いところであって、あそこは浸水するというので、あの本部自体を移転するという話もあったわけで、そうしたものに対しても、こうした基金を取り崩して移転費に使ってはどうかという話もあったわけですが、その辺のことも含めて説明をお願いします。

○議長（安倍 徹君）

総務課長 松岡安幸君。

○総務課長（松岡安幸君）

デジタル化の工事につきましては、本当は26年に行う予定でしたけれども、24年度のときに国の補正予算が出てきまして、それによって行うことになって、今、繰り越しがかけられております。今、総事業費が6億9,800万ほどの事業でございます。そのうち補助金などもありまして、今のところ、この可茂管内の基金を取り崩せば十分あるという計算でございます。まだ少し反対に繰り出すような格好になりますので、それは今後のデジタル部分の償還金にどうも充てていくような勘考になっております。

今の移転のほうにこの基金を使うというような話ではなくて、デジタル化に関してということでございます。今のところ、その移転をするというような計画は、ちょっと出てきておりませんのでお願いします。

○議長（安倍 徹君）

ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第55号 平成25年度東白川村一般会計補正予算（第4号）から議案第59号 平成25年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第3号）までの5件について一括して採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第55号 平成25年度東白川村一般会計補正予算（第4号）から議案第59号 平成25年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第3号）までの5件は、原案のとおり可決されました。

◎議案第60号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安倍 徹君）

日程第20、議案第60号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村民課長 安江清高君。

○村民課長（安江清高君）

議案第60号 工事請負契約の締結について。次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び東白川村議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。平成25年9月12日提出、東白川村長。

記1. 契約の目的、簡易水道電気計装機器更新工事。2. 契約の方法、指名競争入札。3. 契約の金額7,297万5,000円。4. 契約の相手方、岐阜市東金宝町1丁目18番地、名三工業株式会社岐阜営業所、所長 松下健一。5. 工事の場所、東白川村越原（大明神）。

附属資料をごらんいただきたいと思いますけれども、議案第60号、工事契約の締結についてという資料がございますが、現地につきましては、先般の全員協議会で図面をお示ししながら見ていただいたところがございますけれども、工事の概略について説明させていただきます。

工事名、工事場所は先ほどと同じですが、工期は議会の承認を受けた本契約の日から172日以内ということで、平成26年3月3日を予定しております。

工事概要ですが、本工事は、平成5年度から平成9年度にわたって大明神水源系統の水道施設機器を整備して以来、15年以上機器の保守をし、水道水の供給を図ってきたが、老朽化が年々進み、機器の部品も調達できなくなっており、水道水の安定供給に支障を来すことが懸念されるため、今年度、国庫補助事業により、簡易水道電気計装機器更新工事を新たに施工するものでございます。

更新機器の概要につきましては、受電切りかえ盤等6面のほか、ここに書いてございますような中央監視装置のソフト改造までが国庫補助を受けて行うものでございます。それから、高度濁度計の関係につきましては、村単独事業で行うものでございますが、中央監視装置のソフトについては同時に整備しないとできないということで、一括して発注をさせていただくものでございます。

入札関係でございますけれども、業者を6社指名いたしまして、去る9月3日に入札を行いました。その結果、名三工業株式会社岐阜営業所が税引きで6,950万円ということで、最低価格の入札をして落札いたしましたので契約をさせていただくものでございます。以上です。

○議長（安倍 徹君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第60号 工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第60号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎議案第61号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安倍 徹君）

日程第21、議案第61号 財産の取得についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

国保診療所事務局長 安江宏君。

○国保診療所事務局長（安江 宏君）

議案第61号 財産の取得について。次のとおり財産を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び東白川村議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。平成25年9月12日提出、東白川村長。

記1. 財産の名称・数量並びに設置場所、名称、胃カメラ、数量、一式、設置場所、東白川村神戸平地内（東白川村国保診療所）。2. 取得の目的、東白川村診療所胃カメラ装置整備事業による胃カメラの取得。3. 取得の方法、指名競争入札。4. 取得予定価格、955万5,000円。5. 購入先、高山市石浦町5丁目476番地、株式会社八神製作所。

既存の胃カメラ装置につきましては、平成7年に購入したもので、17年を経過し、住民の検診の自主管理に万全を期すために、今回、更新をするものでございます。

機械としましては、上部消化管汎用ビデオスコープ、挿入するほうですが一式と、それから画像処理ということでビデオシステムセンター一式、それから明るく映し出す光源装置一式と附属機器でございます。

入札につきましては、9月3日に4社を指名しまして、指名競争入札により、入札価格最低額が910万円で、八神製作所が落札したものでございます。

議決をいただいた後、工期としましては11月末を予定しております。

住民の検診の実施の精度と、それから効率化に資す目的でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（安倍 徹君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第61号 財産の取得についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第61号 財産の取得については、原案のとおり可決されました。

◎同意第2号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安倍 徹君）

日程第22、同意第2号 東白川村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

同意第2号 東白川村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて。次の者を東白川村教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求める。平成25年9月12日提出、東白川村長。

記、氏名、松岡みさえ。生年月日、昭和42年2月7日生まれ。住所、東白川村越原1089番地。

松岡みさえ氏の任命理由でございますが、5名の教育委員におきまして本年9月30日に任期が満了する委員が1名ありますので、次の任期における教育委員の任命について議会同意をお願いするものでございます。

松岡みさえ氏は、村雲英子氏の後任として任命したいものです。村雲英子氏におかれましては、平成13年10月から3期12年の長きにわたり教育委員をお務めいただき、教育全般について女性の目線から御指導を賜りました。引き続きお願いしたいところでございますが、御本人の強い退任の申し出があり、承諾をいたしました。長年の御尽力に感謝と敬意をあらわすものでございます。

後任にお願いしたい越原陰地の松岡みさえ氏は、PTA役員の経験もあり、また読み聞かせボランティア活動などもされており、教育分野への見識があります。また、中学生や高校生の親の立場でもありますので、村の教育に関し、保護者や女性の視点でお力添えをいただけるものと存じます。御本人の内諾もいただいておりますので、御同意をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（安倍 徹君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから同意第2号 東白川村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りします。本件は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、同意第2号 東白川村教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。次回の再開は45分といたします。以上です。

午後2時34分 休憩

午後2時45分 再開

○議長（安倍 徹君）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

◎認定第1号から認定第7号までについて（提案説明）

○議長（安倍 徹君）

日程第23、認定第1号 平成24年度東白川村一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第29、認定第7号 平成24年度東白川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの7件を決算認定関連として一括して議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

認定第1号 平成24年度東白川村一般会計歳入歳出決算認定について。平成24年度東白川村一般会計歳入歳出決算は、東白川村監査委員の審査の結果相違ないので、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付する。平成25年9月12日提出、東白川村長。

認定第2号 平成24年度東白川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。平成24年度東白川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、東白川村監査委員の審査の結果相違ないので、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付する。平成25年9月12日提出、東白川村長。

認定第3号 平成24年度東白川村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。平成24年度東白川村介護保険特別会計歳入歳出決算は、東白川村監査委員の審査の結果相違ないので、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付する。平成25年9月12日提出、東白川村長。

認定第4号 平成24年度東白川村簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について。平成24年度東白川村簡易水道特別会計歳入歳出決算は、東白川村監査委員の審査の結果相違ないので、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付する。平成25年9月12日提出、東白川村長。

認定第5号 平成24年度東白川村下水道特別会計歳入歳出決算認定について。平成24年度東白川村下水道特別会計歳入歳出決算は、東白川村監査委員の審査の結果相違ないので、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付する。平成25年9月12日提出、東白川村長。

認定第6号 平成24年度東白川村国保診療所特別会計歳入歳出決算認定について。平成24年度東白川村国保診療所特別会計歳入歳出決算は、東白川村監査委員の審査の結果相違ないので、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付する。平成25年9月12日提出、東白川村長。

認定第7号 平成24年度東白川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。平成24年度東白川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、東白川村監査委員の審査の結果相違ないので、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付する。平成25年9月12日提出、東白川村長。

平成24年度決算説明

本日、ここに東白川村議会第3回定例会に、平成24年度一般会計並びに特別会計6会計の決算認定議案を提出し、平成24年度における村政の概要と予算執行の結果を御報告いたします。

平成24年度、我が国の政治と経済は、大きな転換の渦の中にありました。政治は、平成24年12月に行われた衆議院議員総選挙の結果、政権交代が行われ、第2次安倍内閣が誕生しました。

経済情勢は、東日本大震災からの復興需要や政策効果の発現等により、夏場にかけて回復に向かっていましたが、その後、世界経済の減速等を背景に生産が減少するなど、景気は弱い状況になりました。こうした状況に対し政府は、平成25年1月に日本経済再生に向けた緊急経済対策として、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の3本の矢で、円高・デフレ不況から脱却し、雇用や所得の拡大を目指すとしていましたが、経済情勢は、依然として厳しく、先行きはまことに不透明であると言わざるを得ません。本村では、こうした経済状況に加え、急速な過疎化が進展しており、農林業、商工業とも厳しい状況であると認識しております。

平成10年度に着手しました美濃東部区域農用地総合整備事業が平成24年度に完成し、白川町と合同で黒川地内において完成式を行いました。全体事業費は394億8,600万円ですが、東白川村分としましては72億2,700万円で、区画整理、農地造成、農業用道路を整備することができました。

長年懸案となっておりました東白川商業開発協同組合店舗については、破産管財人から譲り受け、賃貸契約により有限会社マツオカに貸与することができ、安堵しております。

その他、各事業についても順調に実行できましたことにつきましては、議会の皆様を初め、村民各位の多大なる御尽力によるものであり、心より感謝を申し上げます。

以下、決算について、その大要を申し述べます。

第1 各会計決算総額等の状況

一	般	会	計	歳入総額	29億6,015万7,439円
		同		歳出総額	21億5,252万4,777円
		同		差引残額	8億763万2,662円
	国民健康保険特別会計			歳入総額	3億4,735万5,662円
		同		歳出総額	3億3,383万7,149円
		同		差引残額	1,351万8,513円
	介護保険特別会計			歳入総額	2億6,107万6,246円
		同		歳出総額	2億4,547万5,634円
		同		差引残額	1,560万612円
	簡易水道特別会計			歳入総額	1億5,902万7,365円
		同		歳出総額	1億5,385万3,538円
		同		差引残額	517万3,827円
	下水道特別会計			歳入総額	2,260万1,708円
		同		歳出総額	2,094万1,694円
		同		差引残額	166万14円
	国保診療所特別会計			歳入総額	3億2,859万9,966円
		同		歳出総額	2億6,969万9,759円
		同		差引残額	5,890万207円
	後期高齢者医療特別会計			歳入総額	3,553万8,098円
		同		歳出総額	3,350万8,191円
		同		差引残額	202万9,907円
	特別会計合計			歳入総額	11億5,419万9,045円
		同		歳出総額	10億5,731万5,965円
		同		差引残額	9,688万3,080円
総		額		歳入総額	41億1,435万6,484円
		同		歳出総額	32億984万742円
		同		差引残額	9億451万5,742円

第2 一般会計

平成24年度予算は、年度中途の補正や繰り越し事業を加えた最終予算総額が22億6,729万4,000円で、前年度より5.9%減となりました。

決算では、歳入歳出差引残高から翌年度へ繰り越す財源を差し引いた実質収支は、前年度より多い7億9,267万7,000円となっております。

歳入では、まず自主財源に注目してみますと、その主体であります村税は、固定資産税が評価が

えの影響により大幅な減額となったことで前年度より少ない1億9,459万8,000円となっております。

また、収入未済額は1,340万円となり、固定資産税などで徴収が見込めない滞納について不納欠損を実施したこともあり、前年度より減少しましたが、滞納整理につきましては、鋭意努力をいたしております。

財産収入は、前年度より578万7,000円増となりましたが、これは村有林生産材売払収入が418万6,000円増となったことや、財産貸付収入が増加したためです。

繰入金は、前年度より365万4,000円増となりましたが、これは主にふるさと思いやり基金を繰り入れたものです。

使用料及び手数料は、前年度より217万8,000円増となりましたが、これは主にCATV使用料滞納分や住宅使用料が増加したためです。

分担金及び負担金は、前年度より868万3,000円減となりましたが、これは主に土地改良施設修繕負担金や養護老人ホーム入所者負担金が減ったためです。

また、繰越金は、前年度より9,080万6,000円増となっています。

自主財源の総額は、寄附金、諸収入を含め10億804万3,000円で、歳入総額の34.1%を占め、前年度より10.1%増となりました。

次に依存財源に注目してみますと、歳入全体の46.4%を占めます地方交付税は、臨時費目の地方再生対策費及び雇用対策・地域資源活用推進費が地域経済・雇用対策費へ改正されるとともに増額されたことから、前年度より2,567万4,000円増となりました。なお、地方交付税のうち特別交付税は、東日本大震災支援へ重点配分されたため、前年度より2,000万円ほど減額となっております。

地方譲与税や各種交付金は、前年度より691万7,000円減となりましたが、これは自動車取得税交付金で増となったものの、地方譲与税や地方消費税交付金の減によるもので、景気の低迷が影響していると考えられます。

国庫支出金は、前年度より1億1,217万9,000円減となりましたが、これは災害復旧費国庫負担金やスクールバス更新に交付を受けたへき地児童生徒援助費補助金などが減となったことによるものです。

県支出金は、前年度より846万6,000円減となりましたが、これは主に村民センター耐震工事補助金などの減によるものです。

村債は、前年度より1,720万円増となりましたが、これは主に一般公共事業債や過疎対策事業債のソフト事業分の起債の増によるものです。

依存財源の総額は19億5,281万4,000円で、歳入総額の65.9%を占め、前年度より4.2%減となりました。

次に歳出では、決算総額21億5,252万5,000円で、前年度より5.8%減となりました。

このうち、人件費、扶助費、公債費の義務的経費は、扶助費、公債費で減ったものの人件費がふえたため、全体で前年度より0.1%増となりました。

繰出金は、前年度より8.6%増となりましたが、これは簡易水道特別会計や国保診療所特別会計

への施設維持補修や機器更新に係る繰り出しが増となったためです。

投資的経費は、前年度より24.4%の減となりましたが、これは災害復旧費の減によるものです。

積立金、投資及び出資金、貸付金の留保的経費では、前年度より20.0%増となりましたが、これは主に財政調整基金の1億2,000万円の積み立てや、森林組合への200万円の出資を行ったためです。

以上が一般会計の決算概要です。

第3 国民健康保険特別会計

歳入では、国庫支出金が305万4,000円増、県支出金が696万4,000円増、共同事業交付金が577万9,000円増、また繰入金は、基金からも繰り入れたため1,304万3,000円増となりましたが、保険税は前年度より37万6,000円減、前期高齢者交付金が3,125万1,000円減、繰越金が2,592万2,000円減となり、全体では前年度より2,639万円少ない3億4,735万6,000円となりました。

保険税収納率は、現年度分は95.8%で、前年度より0.2ポイント上がり、過年度分につきましても11.4%で、5.8ポイント上がっております。この滞納整理につきましても、村税とともに引き続き努力しているところであります。

歳出では、全体の66%を占める保険給付費が前年度より180万8,000円減、比率で0.8%減となりました。歳出決算額は、諸支出金、共同事業拠出金等の減額もあり、前年度より838万5,000円少ない3億3,383万7,000円となりました。

第4 介護保険特別会計

要介護、要支援認定者数は、平成24年度末で171人となり、前年度より27人増となりました。

歳出全体の92.8%を占める保険給付費は、居宅介護サービス給付費及び施設介護サービス給付費等の増加により2億2,773万4,000円で、前年度より13.7%増となりました。

歳出決算額は、総務費、諸支出金が減少したものの、保険給付費、基金積立金等が増加したため、前年度より2,264万2,000円多い2億4,547万6,000円となりました。

第5 簡易水道特別会計

平成24年度は、水道施設のかなめである曲坂浄水場ろ過池の砂の入れかえや、曲坂取水場の沈砂池のフロート弁取りかえ工事等を行い、施設の維持管理に努め、村民に安全で清浄な水の供給に努めました。

また、平成7年度に給水を開始して以来、15年以上経過した大明神川水源系統の水道施設電気計装機器の更新計画を策定するとともに、将来起こり得る地震に備え施設補強計画等を策定するため、耐震診断を実施しました。

歳出決算額は、総務費及び簡易水道事業費が減少したものの、施設維持管理費及び公債費の増で前年度より843万9,000円多い1億5,385万3,000円となりました。

第6 下水道特別会計

本会計では、宮代・平西・平東・平中地区の小規模集合排水処理施設の維持管理を行いました。

歳出決算額は、維持管理費及び公債費の減で前年度より20万8,000円少ない2,094万2,000円となりました。

第7 国保診療所特別会計

本会計は、病院会計から移行して5年目で、診療所化に伴い、収支の改善を図る目的で取り組んできました看護師研修は、引き続き1名を派遣しました。また、療養病床から老人保健施設へ転換して3年目で、介護報酬収入等の改善と施設の安定した利用・運営に努めました。

歳入では、外来収益と老人保健施設収益等の診療収入は、全体の54.8%を占める1億7,997万6,000円で、前年度より1,555万8,000円増となり、一般会計からの繰入金は、エックス線照射装置等医業用設備の更新に係る過疎対策事業債分を含めて8,930万円で、前年度より1,095万7,000円増となりました。

歳入決算額は、前年度より2,097万3,000円多い3億2,860万円となりました。

歳出では、全体の62.6%を占める給与費は1億6,889万6,000円で、前年度より3.6%減となり、整備事業費は、老朽化したエックス線照射装置を504万円で更新して健診設備の充実に努めたほか、検査システムや医療事務システム等を更新しましたが、前年度はCTスキャナーの更新があったため、前年度より8.7%減の1,362万5,000円となりました。

歳出決算額は、給与費や医療機器等の整備事業費は減少したものの、医薬材料費の増加などの要因で、前年度より130万1,000円多い2億6,970万円となりました。

第8 後期高齢者医療特別会計

本会計は、平成20年4月にスタートしてから5年が経過しました。24年度末受給者数は、前年度末より2人ふえ、645人となりました。

歳入では、保険料と繰入金で94.8%を占め、歳入決算額は3,553万8,000円となりました。

歳出では、96.3%を占める後期高齢者医療広域連合納付金が3,223万6,000円で、歳出決算額は3,350万8,000円となりました。

第9 総括

以上のとおり、会計別に決算状況について申し上げましたが、その成果について御報告申し上げます。

財政については、財政健全化法による4つの指標の改善に留意して運営した結果、実質公債費比率は12%となり、算出が始まった平成18年度以来、年々改善しています。

また、第三セクターや事務組合への将来の債務負担等も計算に入れて算出する将来負担比率も25.1%であり、健全であるという判断です。財政調整基金は1億2,000万円積み立てし、積み立て目標としてきました標準財政規模の2分の1相当である8億円を達成することができ、災害等不測の事態に対応できる体制がある程度は整備できたと認識しております。なお、今後も引き続き規律ある財政運営に取り組んでまいりますので、何とぞ御理解と御協力をお願いいたします。

以下、各課別に報告してまいりますと、総務課では、防災対策として土砂災害警戒区域説明会にあわせて開催されたワークショップをもとにハザードマップを作成しました。また、情報通信基盤管理運営協議会の中間答申を受けて、CATVセンターモデムや気象ロボット機器の更新をしております。

村民課では、課題となっています滞納対策については、村税等滞納対策連絡会議の検討をもとに、滞納額の増加防止に努めるとともに、県税担当職員と共同で滞納整理を行う併任制度への取り組みを実施し、債権等の差し押さえを行い、徴収率の向上に努力をいたしました。住民サービス向上対策では、住民福祉の理念の見地から、相互の行政区域を超えて証明書の交付を行う広域交付事業を、美濃加茂市、可児市、加茂郡及び可児郡の町村、10市町村で実施しました。環境対策では、地球温暖化対策及びエネルギーの地産地消の一助とするため、住宅用太陽光発電システム設置補助金の助成内容を拡充し、交付を行いました。

産業建設課では、農業振興のソフト事業として、5年間の継続事業で4年目となる耕作放棄地対策事業では、10アール当たり1万2,000円の奨励補助金を59件に対し399万9,000円交付したほか、平成26年度からの実施を予定している中山間地域総合整備事業の実施計画を作成しました。

林業振興では、森林組合が年間を通じて林道、作業道管理を行う事業に支援を行うとともに、森林整備地域活動支援交付金969万5,000円を6団地に交付いたしました。

商工振興では、商工会が実施したプレミアムつきつちのこ商品券発行事業に対する支援や経営改善支援、各種イベント支援を継続して実施しました。フォレストスタイル事業では、平成21年度に営業支援活動を開始してから、年々受注件数は順調に推移しておりましたが、業者の倒産により平成24年度は、工務店持ち込みを含めて18件、4億5,000万円の契約となりました。

村土保全維持関係では、地籍調査事業を上親田地区及び黒淵地区を中心に実施しました。また、社会資本整備交付金を活用した桁山橋修繕工事や中川原駐車場整備、村道路面修繕工事等を行いました。災害復旧関係では、平成23年9月台風15号災害（繰越事業）、平成24年7月梅雨前線豪雨災害、低温による凍上災の復旧工事を実施しました。

教育委員会では、老朽化の進んでいた保育園舎や機械設備について、園児の保育環境を最優先に必要な最小限の改修や総合運動場改修工事を実施しました。また、第67回国民体育大会のデモンストラーションとしてウォークラリーと炬火リレーを行いました。

地域医療センターでは、12月から外出支援事業を拡充し、週2回、金融機関や役場などへの外出支援を開始したほか、災害時に要援護者が安全に避難できる個別避難支援計画の策定を行いました。また、福祉生活支援事業として従来から取り組んでいます、つちのこ商品券助成事業に加え、平成24年度よりごみ袋無料引きかえ券助成事業を開始し、福祉の向上に努めました。

以上、限られた予算で効率的な行財政運営ができましたことは、ひとえに議会を初め、国・県当局の御指導、御支援と村内諸団体並びに村民皆様の御理解、御協力、さらには職員各位の熱意ある不断の努力のおかげでもあり、深く感謝する次第であります。

何とぞ十分なる御審議の上、御認定賜りますようお願いを申し上げ、決算説明といたします。平成25年9月12日、東白川村長。

○議長（安倍 徹君）

会計管理者 安江誠君。

○会計管理者（安江 誠君）

それでは、別冊の平成24年度東白川村決算書の説明を申し上げます。資料のほうをごらんいただきたいと思います。

2ページでございます。

平成24年度東白川村一般会計歳入歳出決算書。

歳入。

1 款村税、予算現額 1 億8,712万円、調定額 2 億2,027万9,565円、収入済額 1 億9,459万7,869円、不納欠損額1,228万1,524円、収入未済額1,340万172円。予算現額と収入済額との比較、747万7,869円でございます。

以下、款の収入済額を説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

2 款地方譲与税2,931万9,039円。

3 款利子割交付金51万9,000円。

4 款配当割交付金38万8,000円。

5 款株式等譲渡所得割交付金 9 万1,000円。

6 款地方消費税交付金2,422万1,000円。

7 款自動車取得税交付金989万5,000円。

次のページでございます。8 款地方特例交付金67万8,000円。

9 款地方交付税13億7,339万1,000円。

10款交通安全対策特別交付金47万4,000円。

11款分担金及び負担金1,404万5,690円。

12款使用料及び手数料7,043万2,076円。

13款国庫支出金 1 億5,833万8,823円。

14款県支出金 1 億2,059万9,362円。

15款財産収入1,666万4,377円。

16款寄附金211万5,057円。

17款繰入金472万3,663円。

18款繰越金 6 億6,653万2,024円。

19款諸収入3,893万2,459円。

20款村債 2 億3,420万円でございます。

歳入合計でございます。予算現額が22億6,729万4,000円、調定額が29億9,602万1,761円、収入済額29億6,015万7,439円、不納欠損額1,864万6,401円、収入未済額1,721万7,921円、予算現額と収入済額との比較 6 億9,286万3,439円でございます。

続きまして、一般会計、歳出でございます。

1 款議会費、予算現額3,760万円、支出済額3,712万7,224円、翌年度繰越額なし、不用額につきましては、予算現額から翌年度支出済額と翌年度繰越額を引いたものでございます、47万2,776円、予算現額と支出済額との比較47万2,776円でございます。

以下、支出済額の説明をさせていただきます。

2款総務費、支出済額4億6,757万6,128円。

3款民生費3億7,071万7,610円。

4款衛生費3億783万5,735円。

6款農林水産業費1億9,161万7,428円。

7款商工費7,366万7,879円。

8款土木費1億3,735万8,606円。

9款消防費7,335万1,867円でございます。

次のページへ行きまして、10款教育費でございます、1億3,207万8,047円。

11款災害復旧費8,363万4,929円。

12款公債費2億7,755万9,324円。

14款予備費ゼロでございます。

歳出合計額でございます。予算現額が22億6,729万4,000円、支出済額21億5,252万4,777円、翌年度繰越額3,964万2,000円、不用額7,512万7,223円、予算現額と支出済額との比較1億1,476万9,223円でございます。

表の欄外を見ていただきまして、歳入歳出差引残額が8億763万2,662円でございます。この額が25年度への繰越額となります。うち、基金繰入額はゼロでございますが、この項目につきましては、予算に計上せずに基金へ繰り入れた場合に金額が出てまいります。平成25年9月12日提出、東白川村長。

12ページでございますが、事務手続の流れでございます。

まず、会計管理者から一旦村長のほうへ提出しましたのが8月2日に決算書類の精査をしております。そして村長のほうで監査の審査に付していただきましたのが8月20日になっております。それで、監査の書類の確認が終了しましたのが8月21日という流れでございます。

続きまして、国民健康保険特別会計でございます。14ページをごらんいただきたいと思います。

特別会計につきましては、以下、款の収入済額、または支出済額を中心に説明をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

平成24年度東白川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算書。

歳入でございます。

1款国民健康保険税、収入済額でございます、6,689万9,720円。

2款使用料及び手数料3万200円。

3款国庫支出金8,929万6,293円。

4款療養給付費交付金1,109万1,135円。

5款前期高齢者交付金3,883万9,637円。

6款県支出金2,055万760円。

7款共同事業交付金3,870万7,748円。

8 款財産収入9,624円。

9 款繰入金4,939万3,038円でございます。

次のページでございます。10 款繰越金3,152万4,320円。

11 款諸収入101万3,187円でございます。

歳入合計でございます。予算現額が3億7,710万4,000円でございます。調定額が3億6,748万8,596円でございます。収入済額が3億4,735万5,662円でございます。不納欠損額が134万5,640円でございます。収入未済額が1,878万7,294円でございます。予算現額と収入済額の比較が△の2,974万8,338円でございます。

続きまして、国民健康保険特別会計、歳出でございます。

1 款総務費、支出済額でございます、1,038万6,138円。

2 款保険給付費2億2,029万9,058円。

3 款後期高齢者支援金等3,837万9,146円。

4 款前期高齢者納付金等3万5,431円。

5 款老人保健拠出金2,431円。

6 款介護納付金1,777万7,958円。

7 款共同事業拠出金3,272万2,712円。

8 款保健事業費215万9,843円。

9 款基金積立金1万円でございます。

次のページの上でございます。10 款諸支出金1,206万4,432円。

11 款予備費ゼロでございます。

歳出合計でございます。予算現額が3億7,710万4,000円、支出済額が3億3,383万7,149円、翌年度繰越額はゼロでございます。不用額が4,326万6,851円でございます。予算現額と支出済額の比較は、不用額と同額でございます。

欄外へ参りまして、歳入歳出差引残額が1,351万8,513円、25年度の繰越額でございます。基金繰入額はゼロでございます。平成25年9月12日提出、東白川村長。

22ページは同じ手続ですので省略をさせていただきます。

続きまして、24ページをごらんいただきたいと思います。

平成24年度東白川村介護保険特別会計歳入歳出決算書。

歳入でございます。

1 款保険料、収入済額をごらんいただきたいと思います、3,442万6,600円。

2 款使用料及び手数料はゼロでございます。

3 款国庫支出金6,576万1,887円。

4 款支払基金交付金6,661万3,965円。

5 款県支出金3,551万5,868円。

6 款繰入金4,195万3,531円。

7 款繰越金1,632万5,877円。

8 款諸収入46万9,500円でございます。

次のページへ行っていただきまして、10款財産収入が9,018円でございます。

下がっていただきまして、歳入合計が予算現額 2 億5,200万3,000円でございます。調定額が 2 億6,112万7,546円、収入済額が 2 億6,107万6,246円、不納欠損額はゼロでございます。収入未済額が 5 万1,300円でございます。予算現額と収入済額との比較が907万3,246円でございます。

続きまして、28ページ、介護保険特別会計、歳出でございます。

1 款総務費、支出済額の一番上をごらんいただきたいと思います、732万2,969円。

2 款保険給付費 2 億2,773万4,047円。

4 款基金積立金554万6,000円。

5 款地域支援事業費342万7,466円。

6 款公債費はなしでございます。

7 款諸支出金144万5,152円でございます。

予備費はゼロでございます。

下へ行っていただきまして、歳出合計でございます。予算現額 2 億5,200万3,000円でございます。支出済額が 2 億4,547万5,634円でございます。繰越額はなしでございます。不用額が652万7,366円、予算現額との比較は同額でございます。

欄外を見ていただきまして、歳入歳出差引残額が1,560万612円でございます。平成25年 9 月12日提出、東白川村長。

32ページは省略させていただきます。

続きまして、34ページをごらんいただきたいと思います。

平成24年度東白川村簡易水道特別会計歳入歳出決算書。

歳入でございます。

1 款使用料及び手数料、収入済額をごらんいただきたいと思います、5,066万8,253円。

2 款繰入金9,999万3,000円。

3 款繰越金670万3,328円。

4 款財産収入944円。

5 款分担金及び負担金162万円。

9 款諸収入 4 万1,840円。

歳入合計でございます。予算現額が 1 億5,726万8,000円、調定額が 1 億5,919万9,965円、収入済額が 1 億5,902万7,365円、不納欠損額が 6 万3,000円、収入未済額が10万9,600円、予算現額と収入済額との比較が175万9,365円でございます。

続きまして、36ページ、簡易水道特別会計、歳出でございます。

1 款総務費、支出済額1,336万7,296円。

2 款簡易水道事業費140万7,000円。

3 款施設維持管理費2,891万8,478円。

4 款公債費 1 億1,016万764円。

5 款予備費ゼロでございます。

歳出の合計でございます。予算現額が1億5,726万8,000円、支出済額が1億5,385万3,538円、繰越額はなしでございます。不用額が341万4,462円、予算現額と支出済額との比較は同額でございます。

欄外で歳入歳出差引残額が517万3,827円でございます。平成25年9月12日提出、東白川村長。

38ページは省略させていただきます。

続きまして、40ページでございます。

平成24年度東白川村下水道特別会計歳入歳出決算書。

歳入でございます。収入済額をお願いいたします。

1 款使用料及び手数料745万5,600円。

2 款繰入金1,300万円。

3 款繰越金214万5,988円。

4 款財産収入120円。

歳入合計でございます。予算現額が2,191万3,000円、調定額が2,260万1,708円、収入済額が2,260万1,708円で、不納欠損ゼロ、収入未済額はゼロでございます。予算現額と収入済額との比較が68万8,708円でございます。

42ページ、下水道特別会計、歳出でございます。

1 款総務費で支出済額でございます、709万4,221円。

2 款施設維持管理費458万5,959円。

3 款公債費926万1,514円。

4 款予備費はゼロでございます。

支出合計でございます。予算現額が2,191万3,000円、支出済額が2,094万1,694円、繰越額はなしでございます。不用額が97万1,306円、予算現額と支出済額との比較が同額でございます。

欄外で、歳入歳出差引残額が166万14円の繰り越しでございます。平成25年9月12日提出、東白川村長。

44ページは省略をさせていただきます。

続きまして、46ページのほうへお願いいたします。

平成24年度東白川村国保診療所特別会計歳入歳出決算書。

歳入でございます。収入済額をお願いいたします。

1 款診療収入 1 億7,997万5,437円。

2 款使用料及び手数料140万1,308円。

4 款財産収入742円。

5 款繰入金9,486万7,000円。

6 款繰越金3,922万8,237円。

7 款諸収入920万7,242円。

8 款寄附金140万円。

9 款国庫支出金252万円でございます。

次のページ、下がっていただきまして、歳入合計でございます。予算現額が2億8,236万9,000円、調定額が3億2,919万1,051円、収入済額が3億2,859万9,966円、不納欠損額はゼロでございます。収入未済額が59万1,085円でございます。予算現額と収入済額との比較は4,623万966円でございます。

続きまして、国保診療所特別会計、歳出でございます。

1 款総務費、支出済額でございます、2,436万5,723円。

2 款医業費2億3,285万3,804円。

3 款基金積立金110万円。

4 款公債費1,138万232円。

5 款予備費はゼロでございます。

歳出合計でございます。予算現額2億8,236万9,000円、支出済額2億6,969万9,759円、繰越額はゼロでございます。不用額が1,266万9,241円、予算現額と支出済額との比較は同額でございます。

欄外で歳入歳出差引残額が5,890万207円でございます。平成25年9月12日提出、東白川村長。

52ページは省略をさせていただきます。

続きまして、54ページをごらんいただきたいと思います。

平成24年度東白川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書。

歳入。

1 款後期高齢者医療保険料、収入済額でございます、1,731万6,800円。

2 款使用料及び手数料1,800円。

3 款後期高齢者医療広域連合支出金27万8,220円。

4 款繰入金1,639万2,433円。

5 款諸収入1,964円。

6 款繰越金が154万6,881円でございます。

下がっていただきまして、歳入合計で予算現額が3,418万4,000円、調定額が3,553万8,098円でございます。収入済額が3,553万8,098円で、不納欠損額、収入未済額はゼロでございます。予算現額と収入済額との比較が135万4,098円となっております。

後期高齢者医療特別会計、歳出でございます。

1 款総務費、支出済額でございます、74万6,831円。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金3,223万5,733円。

3 款保健事業費27万8,220円。

4 款諸支出金24万7,407円。

5款予備費はゼロでございます。

歳出合計でございます。予算現額が3,418万4,000円、支出済額が3,350万8,191円、繰越額はゼロでございます。不用額が67万5,809円で、予算現額と支出済額との比較は同額でございます。

欄外で歳入歳出差引残額が202万9,907円でございます。平成25年9月12日提出、東白川村長。

58ページは省略させていただきます。以上でございます。

○議長（安倍 徹君）

本件について、監査委員の決算審査結果及び意見について報告を求めます。

監査委員 安江正彦君。

○監査委員（安江正彦君）

平成24年度決算審査意見書。地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された平成24年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算を審査した結果及び意見は、別紙のとおりである。平成25年9月12日提出、東白川村監査委員 安江正彦、同じく今井保都。東白川村長 安江眞一様。

以下、横書きですので最後のページをお願いします。

平成24年度決算審査意見書。

第1．審査の対象 平成24年度東白川村一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、簡易水道特別会計、下水道特別会計、国保診療所特別会計及び後期高齢者医療特別会計。

第2．審査の時期 平成25年8月20日、21日の2日間。

第3．審査の方法 審査に当たっては、一般会計・特別会計歳入歳出決算書、附属書類、関係諸帳簿及び関係書類により審査を実施し、例月現金出納検査と定例監査の結果を参考とし、1．決算計数の正確性、2．収入支出の合法性、3．予算執行の的確性等の確認を行い、あわせて関係職員の説明を聴取して審査しました。

第4．審査の結果 審査に付された一般会計・特別会計歳入歳出決算書は、関係諸帳簿及び証拠書類と全て符合し、かつ正確であった。また、実質収支に関する調書、財産に関する調書、定額基金の運用状況も適切であったと認めました。

審査の概要と意見については、次に述べるとおりであります。

1．決算の概要。

決算規模。平成24年度の会計の歳入歳出決算総額は、次のとおりであります。

歳入決算総額41億1,435万6,484円、歳出決算総額32億984万742円。

一般会計・特別会計の内訳は次表のとおりであります。

決算規模の内訳、一般会計、歳入が29億6,015万7,439円、歳出が21億5,252万4,777円、差引残高8億763万2,662円。特別会計（6会計の合計）、歳入が11億5,419万9,045円、歳出が10億5,731万5,965円、差引残高が9,688万3,080円。合計が、歳入が41億1,435万6,484円、歳出の合計が32億984万742円、差引残高が9億451万5,742円。

次に、各会計総額を前年度と比較すると次表のとおりであります。

決算規模の状況、区分、平成24年度、平成23年度、増減額の順です。

各会計歳入総額41億1,435万6,484円、23年度が40億8,262万3,205円、3,173万3,279円の増であります。各会計の歳出総額、24年度が32億984万742円、23年度が33億1,861万6,550円、増減額は△の1億877万5,808円。差引総額ですが、24年度が9億451万5,742円、7億6,400万6,655円、増減額が1億4,050万9,087円の増であります。

次に決算収支。決算収支の状況は次表のとおりであります。

決算収支の状況、一般会計、形式収支8億763万2,662円、翌年度へ繰り越すべき財源1,495万5,000円、実質収支7億9,267万7,662円、単年度収支1億5,516万3,638円。国民健康保険特別会計1,351万8,513円、1つ飛びまして、実質収支1,351万8,513円、単年度収支は△の1,800万5,807円。介護保険特別会計1,560万612円、実質収支も同じで、単年度収支は△の72万5,265円。簡易水道特別会計517万3,827円、実質収支も同額で、単年度収支は△の12万2,501円。それから下水道特別会計166万14円、実質収支も同額で、単年度収支は△の48万5,974円。国保診療所特別会計5,890万207円、実質収支も同額で、単年度収支は1,967万1,970円。後期高齢者医療特別会計202万9,907円、実質収支も同額で、単年度収支が48万3,026円。合計が、形式収支が9億451万5,742円、翌年度へ繰り越すべき財源が1,495万5,000円、それから実質収支は8億8,956万742円、単年度収支1億5,597万9,087円。

一般会計及び特別会計を合わせた決算総額では、次のとおりであります。

形式収支、歳入から歳出を引いた差額ですが、9億451万5,742円の黒字。実質収支、翌年度へ繰り越すべき財源を控除後、8億8,956万742円の黒字。単年度収支、実質収支から前年度の実質収支を引いた額です、1億5,597万9,087円の黒字。

むすび。以上が当年度の決算状況の概要であります。

平成24年度の一般会計の実質収支額は、前述のとおり、前年と比較して1億5,500万円多い7億9,200万円となっています。昨年同様、多額の繰越金が出た理由は、地方交付税、前年度繰越金が予算計上額以上に確保できたことです。反面、歳出の不用額も7,500万円あります。経費の節減を図られた部分もありますが、予算の見積もりを精査する必要もあると思います。

財政調整基金は、当年度1億2,000万円積み増しされ、8億円になりました。今後、簡易水道、CATV施設などの更新も必要になるので備えは必要と思います。

実質公債費比率は、数年前から健全化が図られているところですが、本年度の比率（3カ年平均）は12.0%で、昨年と比較しても1.5ポイント減少しています。

一方、村民が負担すべき費用のうち、年度内に納められなかった額は、一般会計、特別会計を合わせて約3,670万円あります。昨年と比較すると、村税、エコトピア住宅使用料、国民健康保険料、介護保険料などで約2,000万円減少しています。特に後期高齢者医療保険料は、滞納額ゼロになっています。

また、当年度中に、村税、国民健康保険税（料）、エコトピア住宅使用料、簡水使用料で約2,000万円不納欠損処分がされています。その理由は、やむを得ないと思います。法に照らし合わせ適切な処理は必要と思いますが、完納者との不均衡が生じないように、一層の努力をお願いします。

24年度の決算審査では、昨年同様、次の2点を重点的に審査しました。

ア. 24年度で滞納になっている税等は、25年度で適切に調定され、納入督促されているか。

滞納分の調定決議書などを審査した結果、全ての滞納額が25年度に調定されていました。

イ. 村内各種団体等に交付している補助金、委託費については、規則、要綱、委託契約等に基づいて適正に処理されているか。

補助金の申請書及び実績報告書については、おおむね良好と認めましたが、委託費の一部で委託費の精算がわかりにくいものがあったので、担当者が確認できる書類を作成させるよう指示しました。

村が過去に整備した施設が有効に活用されているか。例えば、こもれびの体験ランドなどは現在は使用されていませんし、荒れているので景観も悪いので、今後の利用について考慮するよう求めました。その他の施設についても、今後、定例監査等で精査する必要を感じました。

農地の荒廃が進んでいるように思います。村では流動化奨励交付金等を交付するなど対策は講じられていますが、圃場整備した優良農地が荒れていくのは忍びません。特に水田の不耕作が目立ちます。米をつくるともうからないという風評がありますが、近隣町村では、集団化などで採算がとれる話も聞いたことがあります。

高齢化が進み、担い手不足もありますが、先進地もあると思いますので、今後、検討を望みます。

既に25年度も上半期が終わろうとしています。24年度の検証も加え、25年度の着実な事業推進が図られていると思いますが、創意と工夫で豊かさが実感できる行政運営を期待し、意見とします。

以下に、一般会計、それぞれ特別会計の前年度の比較とか歳入構成状況等を載せておりますが、朗読は省略します。以上です。

○議長（安倍 徹君）

お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

全員異議なしと認め、本日の会議はこれで延会することに決定しました。

お諮りします。あす13日は全員協議会開催のため、14日から17日までは議案調査のため、休会としたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

全員異議なしと認め、13日は全員協議会開催のため、14日から17日は議案調査のため、休会とすることに決定いたしました。

あす13日の全員協議会は午前9時30分から協議会室にて、また18日の本会議は午前9時30分から会議を開くのでお願いいたします。

それでは、本日はこれで延会といたします。

午後3時59分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員